

平成29年度 第1回沖縄県がん対策推進協議会 会 次 第

日時：平成29年10月23日（月）14：00～16：00

場所：沖縄県医師会館第3会議室

司会：沖縄県保健医療部健康長寿課長 宮里 治

議事進行：沖縄県がん対策推進協議会会長

1 開 会

2 協議事項

沖縄県がん対策推進計画の見直しについて

3 その他

（1）第2回協議会について

①日程及び場所

11月20日（月）14：00～16：00 県庁4階第1会議室

②議事

沖縄県がん対策推進計画の見直しについて

（2）その他（協議会終了後の意見聴取について）

※配付資料

資料1：沖縄県がん対策推進計画見直しスケジュール

資料2：第3次沖縄県がん対策推進計画（2018-2023）（案）概要

資料3：第3次沖縄県がん対策推進計画（2018-2023）（案）

資料4：第3次沖縄県がん対策推進計画（2018-2023）ロジックモデル

資料5：第3期がん対策推進基本計画（案）

資料6：関係法令等

沖縄県がん対策推進計画見直しスケジュール（案）

第 1 回 沖縄県がん対策推進協議会

平成 29 年 10 月 23 日（月） 14 : 00 ~ 16 : 00

○ 事前説明

沖縄県がん対策推進計画について

第 2 回 沖縄県がん対策推進協議会

平成 29 年 11 月 20 日（月） 14 : 00 ~ 16 : 00

○ 知事より諮問

沖縄県がん対策推進計画について

沖縄県がん対策推進協議会長より知事へ答申

パブリックコメント実施（12 月 ~ 1 月頃の 1 ヶ月間）

○ 第 3 次沖縄県がん対策推進計画（2018-2023）（案）について

改訂手続き

公表（3 月までに）

※参考：沖縄県がん対策推進計画検討会開催状況

第 1 回 平成 29 年 8 月 1 日（火） 15 : 00 ~ 17 : 30

第 2 回 平成 29 年 10 月 11 日（水） 15 : 00 ~ 17 : 00

第3次がん対策推進計画（2018-2023）（案）

資料2

第1 全体目標

「がん患者を含めた県民が、がんを知り、がんの克服を目指す。」

- 1 科学的根拠に基づく、がん予防・がん検診の充実
- 2 患者本位のがん医療の実現
- 3 尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築

第2 分野別施策

1 科学的根拠に基づく、がん予防・がん検診の充実

1-1 がんの予防

1-2 がんの早期発見、がん検診

2 患者本位のがん医療の充実

2-1 がん医療と人材育成

2-2 医療提供体制

2-3 在宅医療

2-4 がんと診断された時からの緩和ケア

2-5 ライフステージに応じたがん対策

2-6 希少がん、難治性がん(それぞれの特性に応じた対策)

2-7 離島及びへき地におけるがん医療の確保及びがん患者等関係者への支援

3 尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築

3-1 相談支援、情報提供

3-2 がん患者等の就労を含めた社会的な問題（サバイバーシップ）

3-3 がんの教育、普及啓発

第3 計画推進のための必要事項

1 がん登録について

2 計画の進捗管理体制について

資料 3 (取扱注意)

第 3 次

沖縄県がん対策推進計画(2018-2023)

(案)

第3次沖縄県がん対策推進計画(2018-2023) (案)

目次

はじめに

1	計画策定の趣旨、性格と位置づけ及び期間	1
2	本県のがんを取り巻く状況	3
第1章 全体目標		15
1	科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実	
2	患者本位のがん医療の実現	
3	尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築	
第2章 分野別施策と個別目標		
1	科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実	
(1)	がんの予防	17
(2)	がんの早期発見、がん検診	22
2	患者本位のがん医療の実現	
(1)	がん医療と人材育成	26
(2)	医療提供体制	32
(3)	在宅医療	37
(4)	緩和ケア	40
(5)	ライフステージに応じたがん対策	43
(6)	それぞれのがんの特性に応じた対策	47
(7)	離島及びへき地対策	50
3	尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築	
(1)	相談支援と情報提供	53
(2)	がん患者等の就労を含めた社会的な問題(サバイバーシップ支援)	56
(3)	がんの教育・普及啓発	59
第3章 がん対策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項		
1	がん登録	61
2	計画の進捗管理体制	63

※付録 分野分けについての考え方(調整中)

はじめに

1 計画策定の趣旨、性格と位置づけ及び期間

(1) 計画策定の趣旨

国は、平成〇年〇月に「第2期がん対策推進基本計画」を見直し、がん対策基本法（以下、「基本法」という。）第10条第7項の規定に基づき、第3期の基本計画を策定し、「がん患者を含めた国民が、がんを知り、がんの克服を目指す。」ことを目標とし、取り組むべき施策を定めました。

本県では、平成24年8月に基本法の趣旨を踏まえ、がんの予防及び早期発見により、県民の健康保持を図るとともに、がん患者及びその家族の療養生活に伴う様々な不安の軽減を図るため、がん対策に関する基本的な事項を定めた「沖縄県がん対策推進条例」（以下、「条例」という。）を定めました。

本県はこれまで、生活習慣の改善やがん検診の受診勧奨を始めとするがんの予防・早期発見対策や、がん診療連携拠点病院等を中心とした専門的ながん医療の提供、がん患者等に対する相談支援体制の整備を図るなど、様々な取り組みを行ってきました。しかし、平成28年度に実施した沖縄県がん対策推進計画（第2期）の中間評価では、がんの年齢調整死亡率（75歳未満人口10万人あたり）20%減少を達成できなかったことや、がん検診受診率について、大腸がん及び子宮頸がんが目標を達成できなかったことなど、課題が残されています。

県ではこうした状況を踏まえ、総合的かつ計画的にがん対策を推進することを目的に、第3次沖縄県がん対策推進計画（2018-2023）を策定しました。

国と沖縄県のがん対策の動向

平成19年4月	がんが国民の生命と健康にとって重大な課題となっている状況を受け、がん対策のより一層の推進を図るため、「がん対策基本法」が施行された。
平成19年6月	国は基本法第9条第1項に基づき、「がん対策推進基本計画」を策定した。
平成20年3月	県は、基本法に基づき「沖縄県がん対策推進計画」を策定した。
平成21年12月	県は、同計画の具体的取組みと実施主体を明らかにした「沖縄県がん対策推進計画アクションプラン」を策定した。
平成24年6月	国は、新たに取り組むべき施策を追加し、「がん対策推進基本計画」を見直した。
平成25年4月	「沖縄県がん対策推進計画（第2次）」が策定された。
平成28年12月	がん対策基本法の一部を改正する法律が施行された。

1 (2) 計画の性格と位置づけ

- 2
- 3 ○ 本計画は、基本法第12条第1項に基づく「都道府県がん対策推進計画」と
4 して策定するものです。
- 5
- 6 ○ 条例の内容を踏まえるとともに、県の総合的な基本計画である「沖縄21世
7 紀ビジョン基本計画・実施計画」に沿って、保健医療分野におけるがん対策
8 のきめ細かな施策・事業展開を図ります。
- 9
- 10 ○ 沖縄県がん対策推進計画は、「沖縄21世紀ビジョン基本計画・実施計画」
11 の個別計画として、基本計画及び実施計画で掲げる施策展開を図るほか、以
12 下の関係個別計画等と整合するがん対策の推進に関する計画です。
- 13 ・沖縄県医療計画
14 ・健康おきなわ21
15 ・沖縄県高齢者保健福祉計画
16 ・沖縄県医療費適正化計画
17 ・沖縄県第11次へき地保健医療計画
- 18
- 19 ○ この計画は、県の今後のがん対策の基本的な施策を示すものです。
- 20
- 21 ○ この計画は、市町村のがん対策の行政施策の指針となるものです。
- 22
- 23 ○ この計画は、県民、保健医療団体等に対しては、その自主的な活動、行
24 動を誘引する役割をもつものです。
- 25

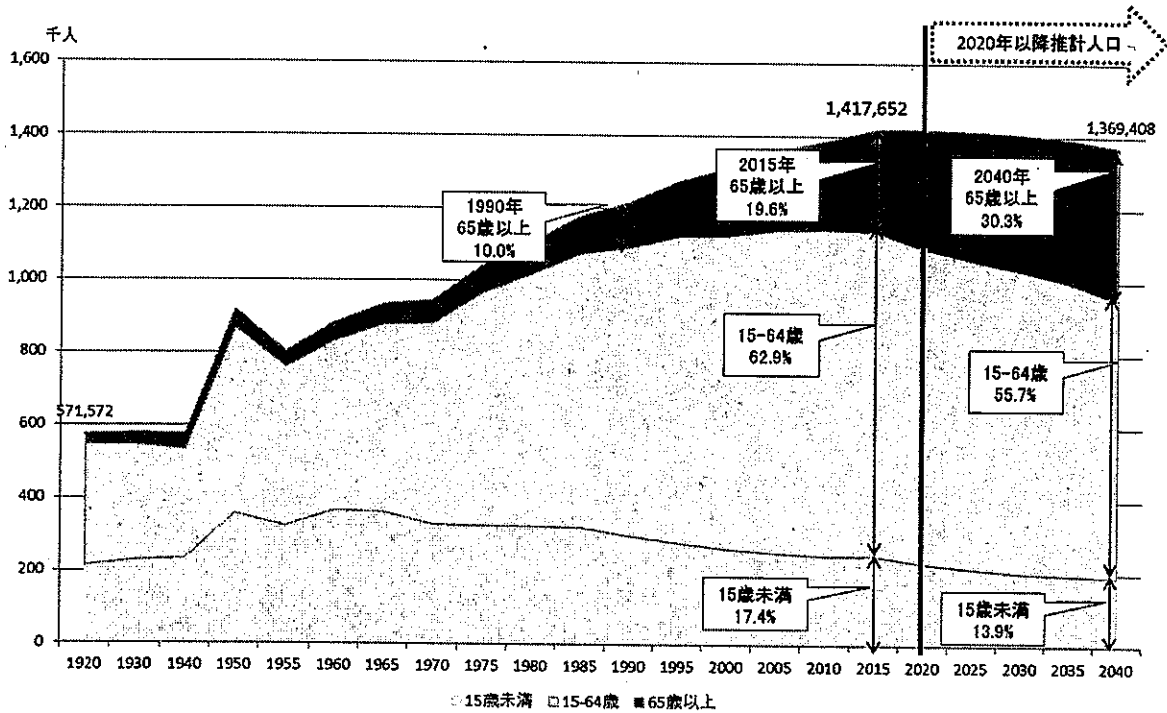
26 (3) 計画の期間

- 27
- 28 ○ 本計画の期間は、2018年から2023年までの6年間とします。
- 29
- 30 ○ 計画期間内であっても、がん医療を取り巻く環境に著しい変化が生じた場
31 合には、計画の内容を見直します。
- 32
- 33

2 沖縄県のがんの状況(数値等最終確認中)

(1) 人口の推移(年齢3区分別人口の推移と将来推計人口)

沖縄県の年齢3区分別人口は、平成元年(1990年)に65歳以上の割合は、10.0%、2015年に約20.0%、2040年は、約30%と推計されている。高齢化に伴い、がんによる死亡は今後も増加していくことが推測される。

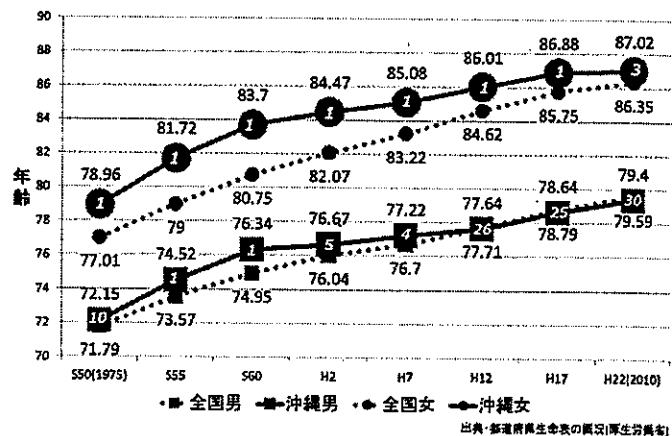


出典 1920-2015 は、国勢調査結果 2020-2040 は国立社会保障・人口問題研究所による推計

	1920	1930	1940	1950	1955	1960	1965	1970	1975	1980	1985	1990	1995	2000	2005	2010	2015	2020	2025	2030	2035	2040
総人口(千人)	572	578	574	915	801	883	934	945	1,041	1,105	1,179	1,214	1,273	1,309	1,361	1,385	1,418	1,417	1,414	1,405	1,391	1,369
15歳未満割合	37.4	39.7	40.7	39.2	40.5	41.6	38.9	34.8	31.4	29.4	27.4	24.7	22.1	20.2	18.7	17.8	17.4	16.0	15.0	14.3	14.0	13.9
15-64歳割合	58.3	55.1	52.4	55.8	54.6	52.9	55.3	58.6	61.7	62.8	64.0	65.3	66.2	65.9	65.2	64.8	62.9	61.1	60.0	59.2	57.9	55.7
65歳以上割合	4.3	5.2	6.9	5.0	4.9	5.5	5.9	6.6	7.0	7.8	8.6	10.0	11.7	13.9	16.1	17.4	19.6	22.9	25.0	26.5	28.1	30.3

(2) 沖縄県の平均寿命(1975年-2010年)

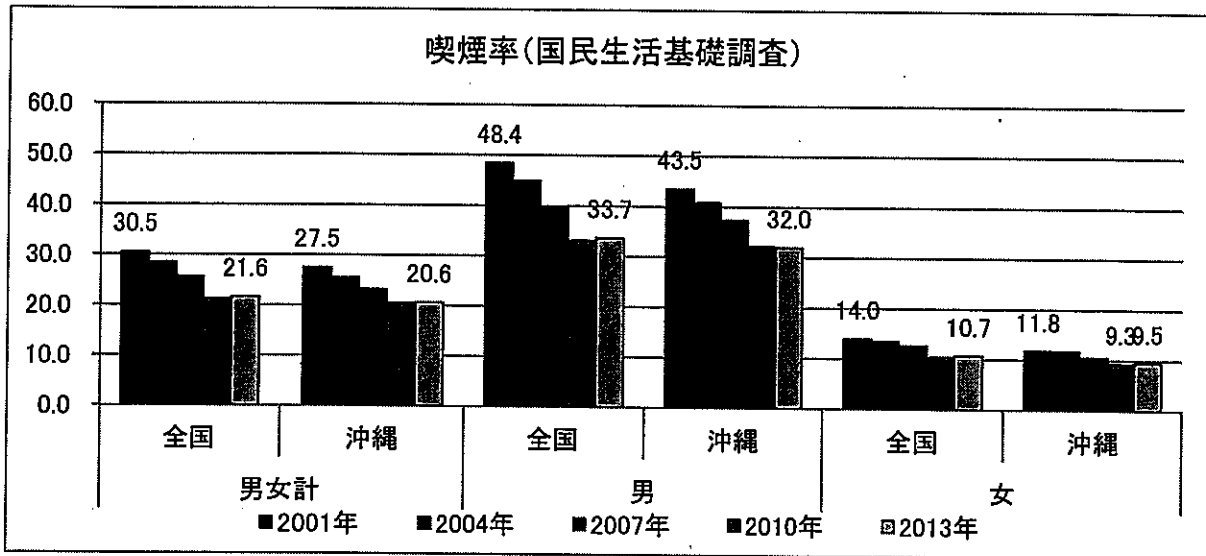
沖縄県の平均寿命は、昭和50年(1975年)は男72.15歳、女78.96歳から、平成22年(2010年)男79.4歳、女87.02歳へ延伸している。



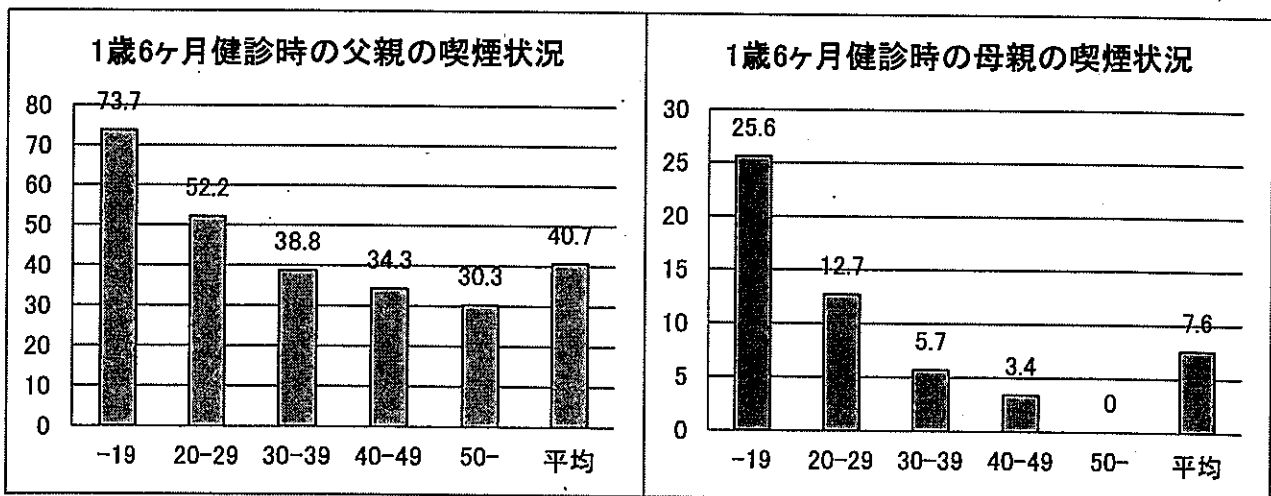
(3) がんの予防

ア 喫煙率

喫煙率は、男は43.5%から32.0%へ減少、女は平成22年(2010年)と平成25年(2013年)を比較すると0.2ポイント増加している。



平成27年度1歳6ヶ月健診時の両親の喫煙状況は父親約40%、母親は7.6%となっている。



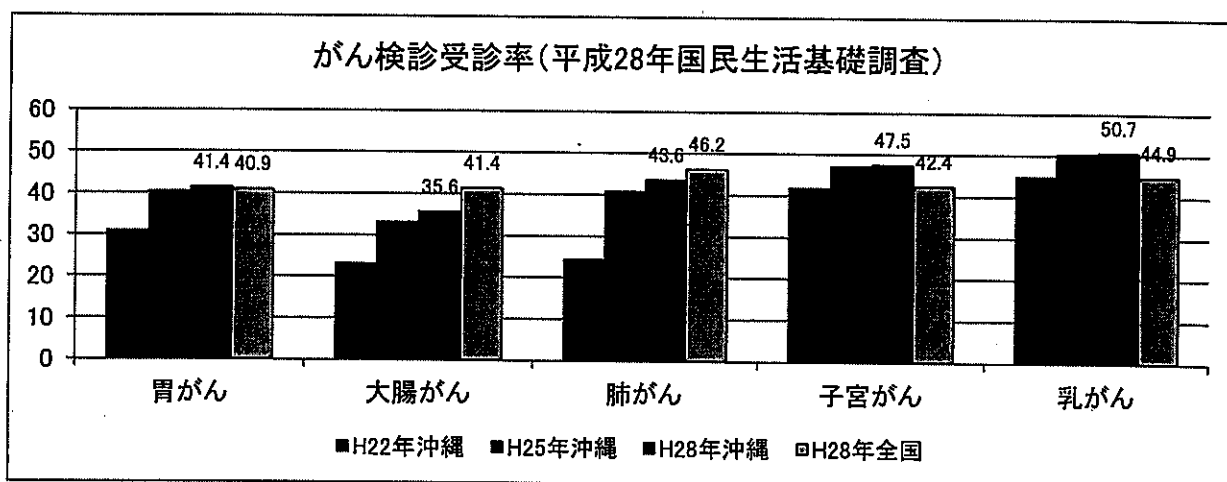
出典:平成27年度 乳幼児健康診査報告(子育ての姿勢・環境)沖縄県小児保健協会
(集計対象者:父母各約14,000~15,000人、但し、母の50歳代は10人以下)

イ がん検診受診率

(ア) 受診率(算定年齢:40歳(子宮がん20歳)から69歳)

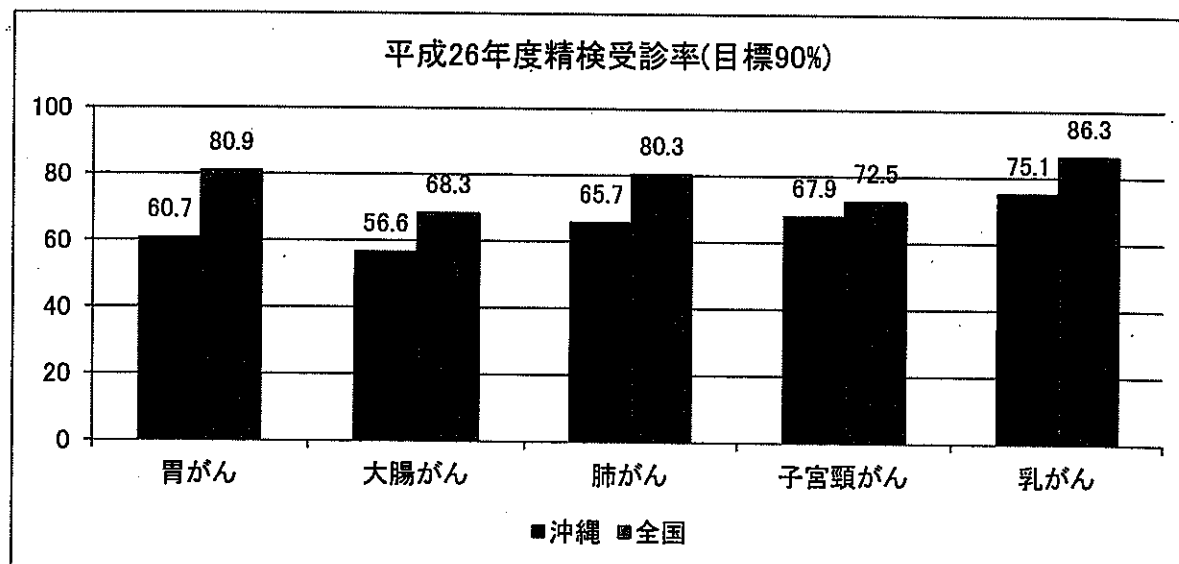
国民生活基礎調査(アンケートによるすべてのがん検診受診率)による、受診率は全体では、微増しており、乳がん検診が50.7%、胃がん、肺がん、子宮がんについては40%台、大腸がんは35.6%となっている。(すべてのがん検診:住民検診、職域検診、人間ドック、かかりつけ医での受診等)

平成27年度(2015年度)地域保健・健康増進事業報告(市町村実施がん検診受診率)による受診率は、胃がん5.5%、肺がん12.9%、大腸がん10.8%、子宮がん22.8%、乳がん18.8%となっている。

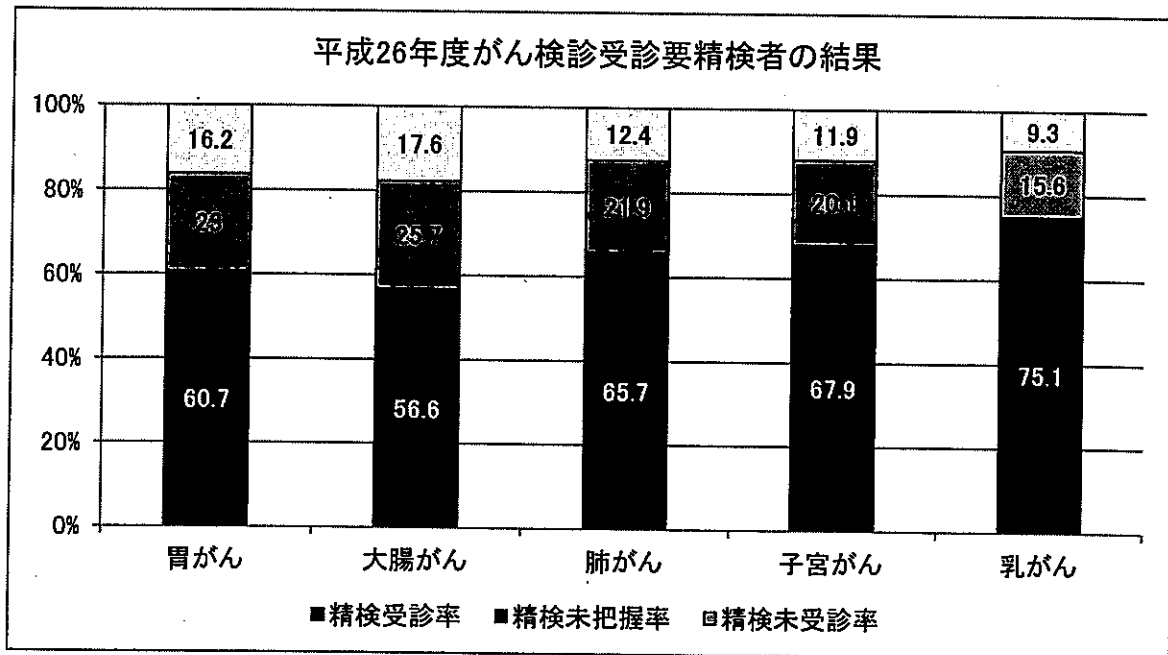


(イ) 精検受診率(算定年齢:40歳(子宮がん20歳)から74歳)

地域保健・健康増進事業報告による精検受診率は、全国より低い状況にある。



未受診者率＋未把握率＋精検受診者率=100%となる。



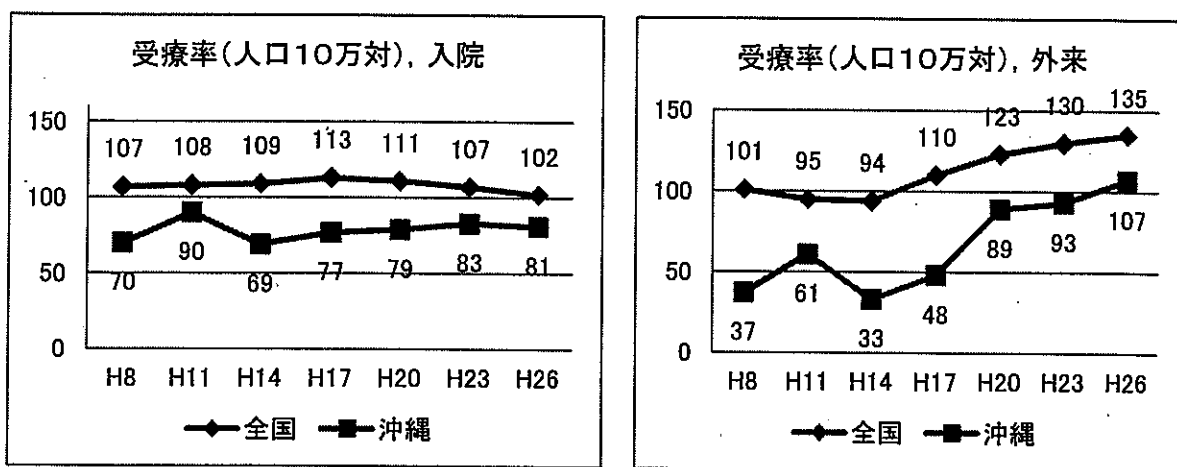
精検未受診率は、(許容値 10%以下)10%以下であり、未把握率が 20%以上と高いがん検診もあり、精検受診後の把握ができていない状況。(未把握率:大腸がん男 25.7%と最高)

精検受診者数: (=要精検者-精検未受診者-精検未把握者)/要精検者数×100)

(4) がんの罹患状況

ア 受療状況(患者調査)

入院は人口10万人対で、平成26年(2014年)入院81人であり、外来は平成8年(1996年)37人、平成26年(2014年)は107人と約3倍となっていることから、外来でのがん治療等が増加している。

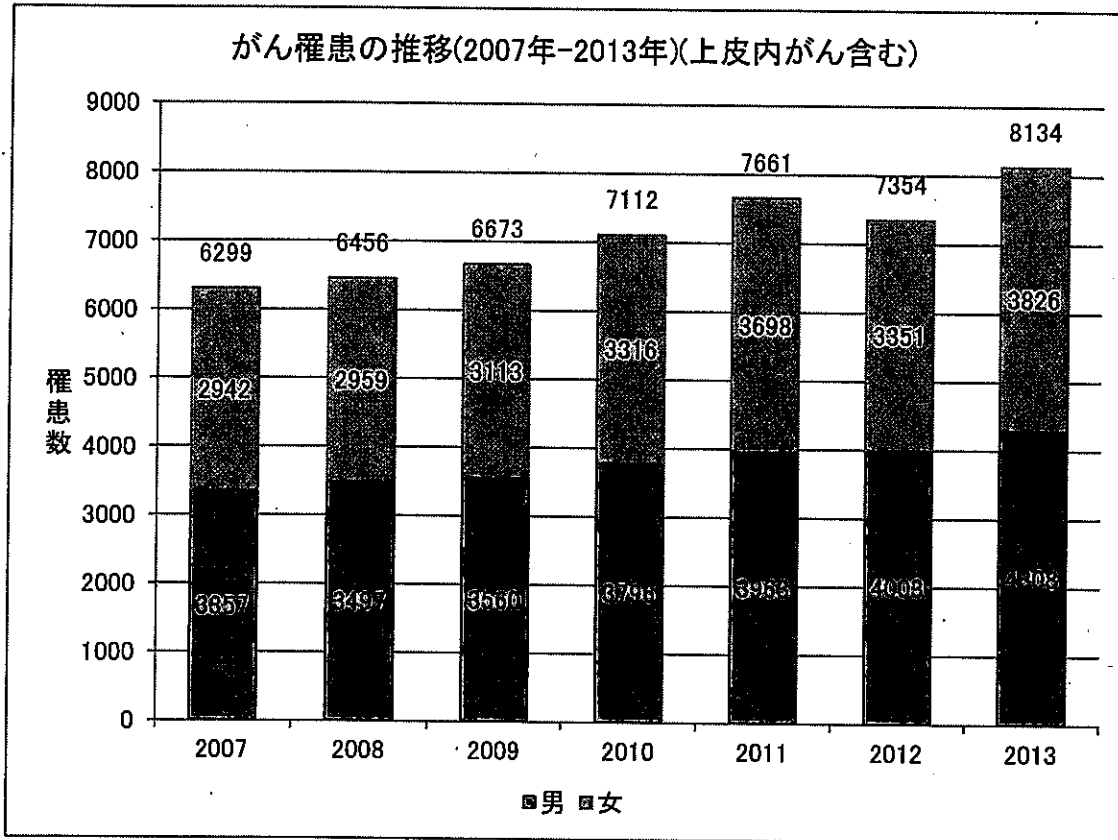


出典:患者調査

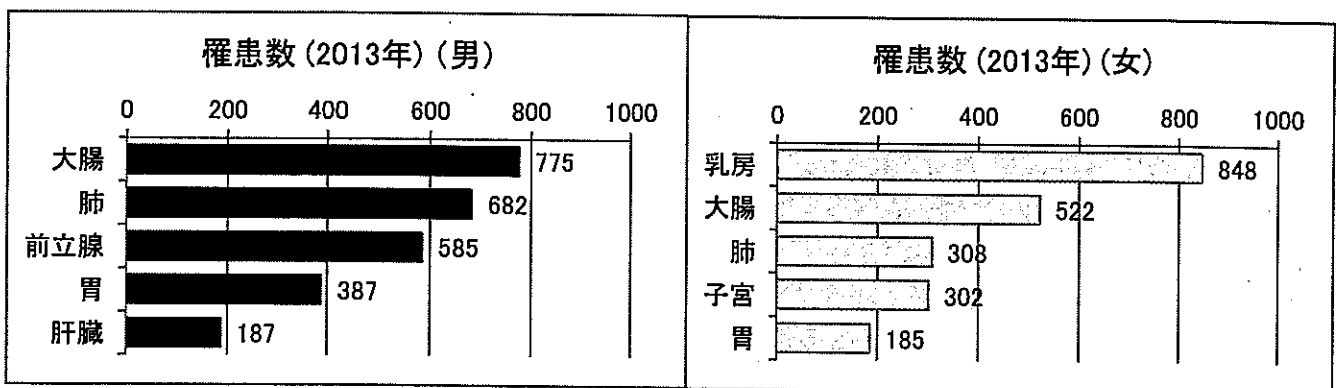
平成11年-平成26年下巻第17表受療率(人口10万対), 入院-外来-施設の種類×傷病分類×都道府県別 平成8年中巻第19表

イ がん罹患状況

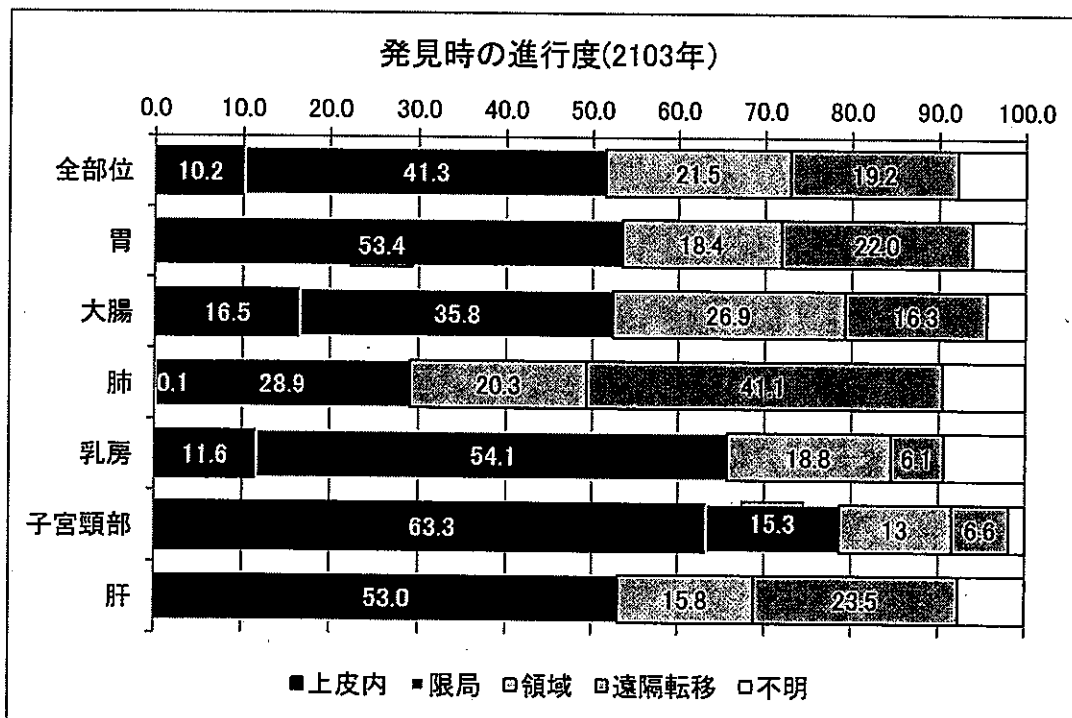
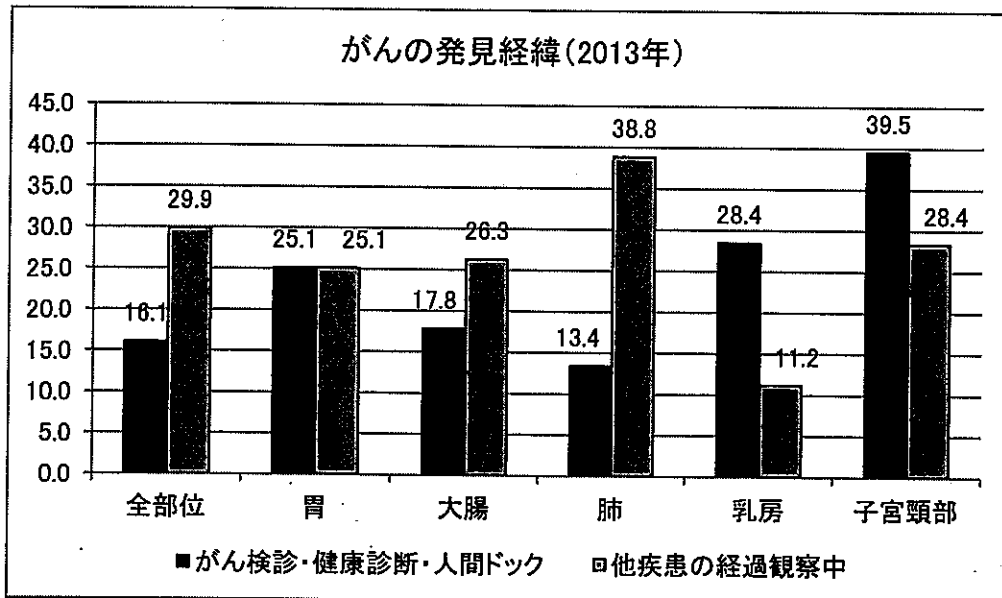
沖縄県がん登録事業報告平成 25 年(2013 年集計)による、がんの罹患(全年齢、上皮内がん含む)は増加しており、平成 25 年(2013 年)に沖縄県で、男 4,308 件、女 3,826 件、男女 8,134 件であり、新たにがんと診断されている件数は増加している。



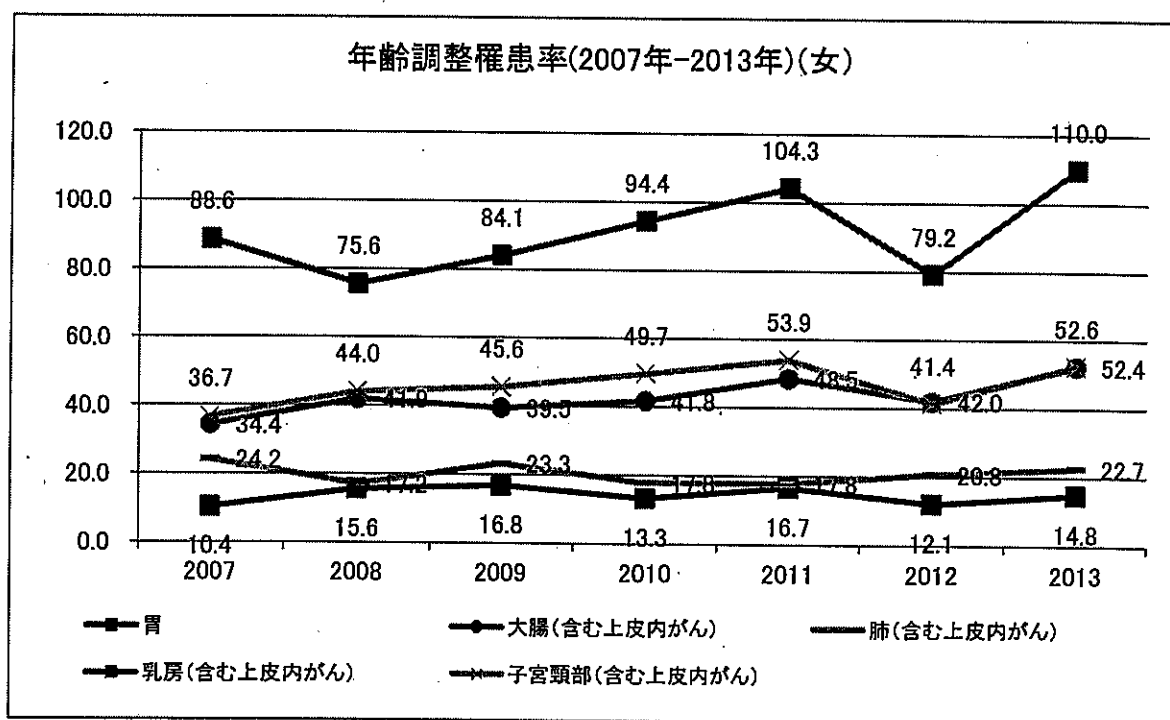
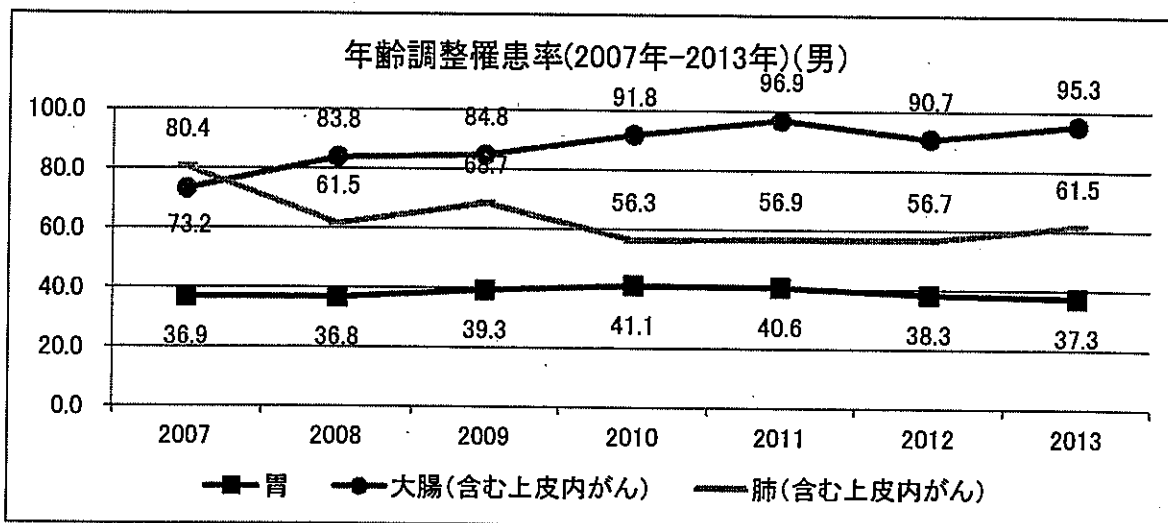
平成 25 年(2013 年)の主な部位別(全部位・上皮内がん除く)の罹患数は、男で最も多い部位は大腸であり、肺、前立腺、胃、肝および肝内胆管の順であった。女で最も多い部位は乳房であり、大腸、肺、子宮、胃の順であった。



がんの発見経緯は「がん検診及び健診・人間ドック」と「他疾患の経過観察中」のものを全部位、胃、大腸、肺、乳房、子宮頸部についてみると、がん検診等は子宮頸部で 39.5%と最も高く、肺が 13.4%と最少。経過観察中に発見された部位は、肺が最も高い。

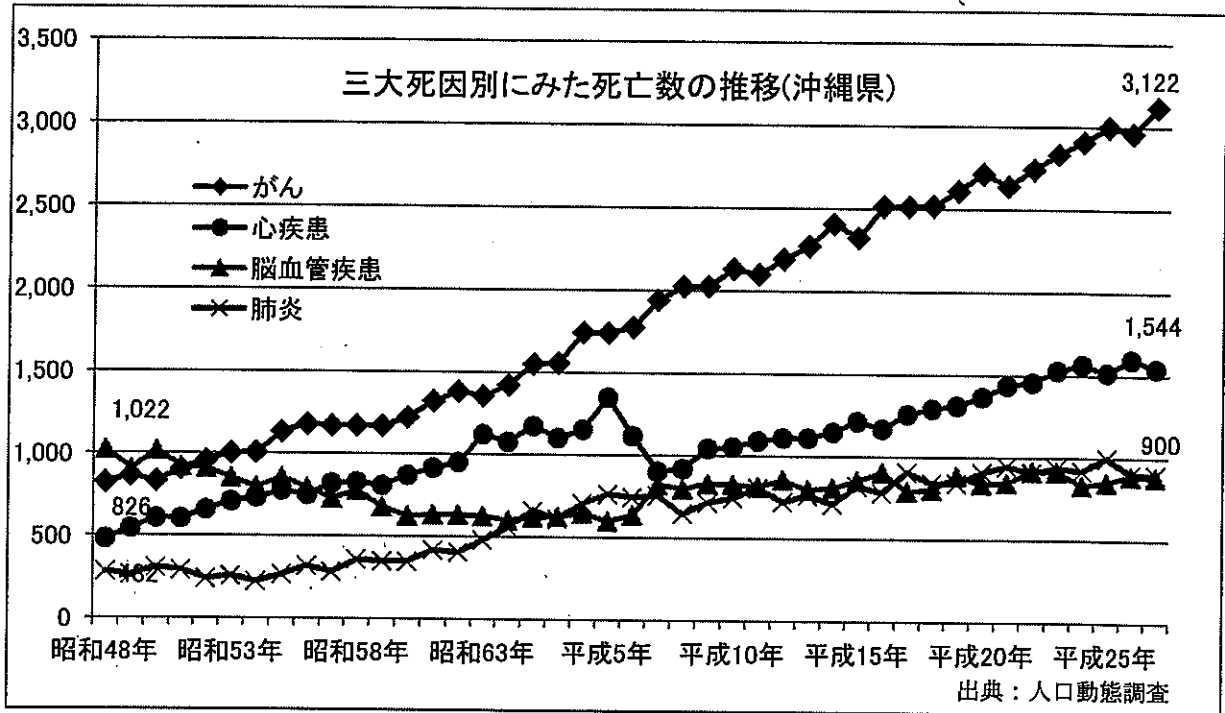


領域とは、がんが、所属リンパ節転移及び隣接臓器浸潤の状態。



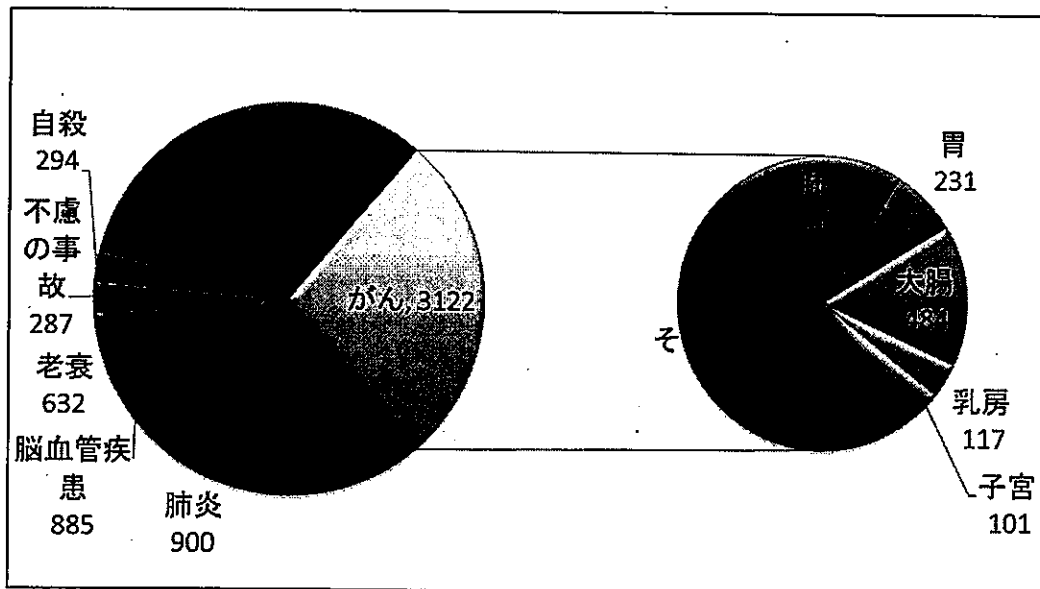
(5) がんの死亡状況

沖縄県のがんによる死亡は全国より4年早く、昭和52年(1977年)以降、死因別でがんが1位になり、その後増加している。



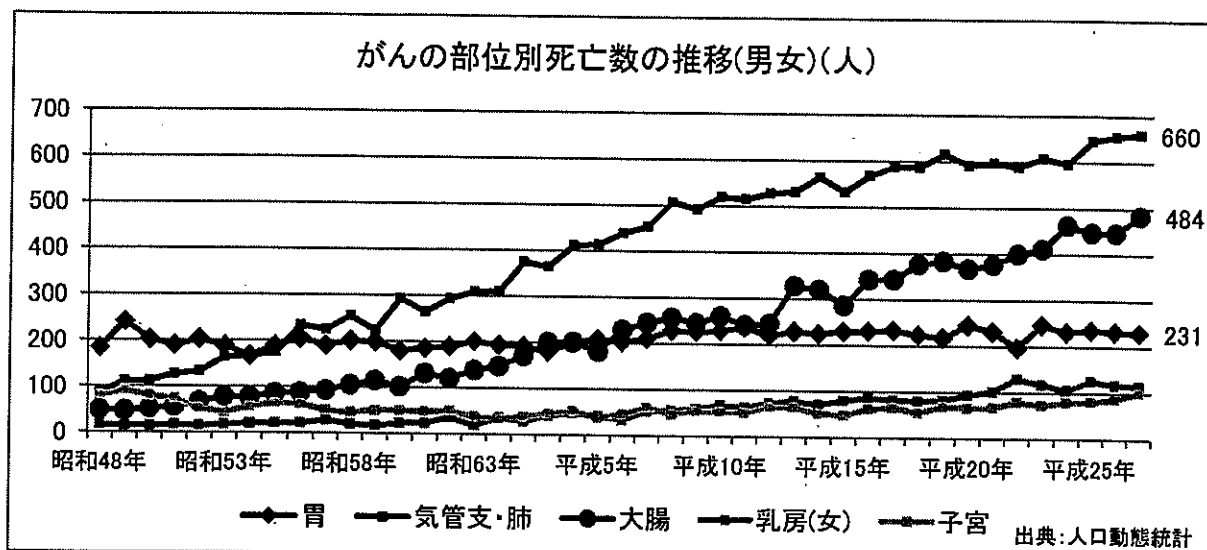
平成27年(2015年)のがん死亡状況(人数)

平成27年(2015年)の沖縄県の全死亡は11326人で、がんによる死亡数は3122人で、27.6%を占めています。部位別は、肺がんが最多、次に大腸となっている。



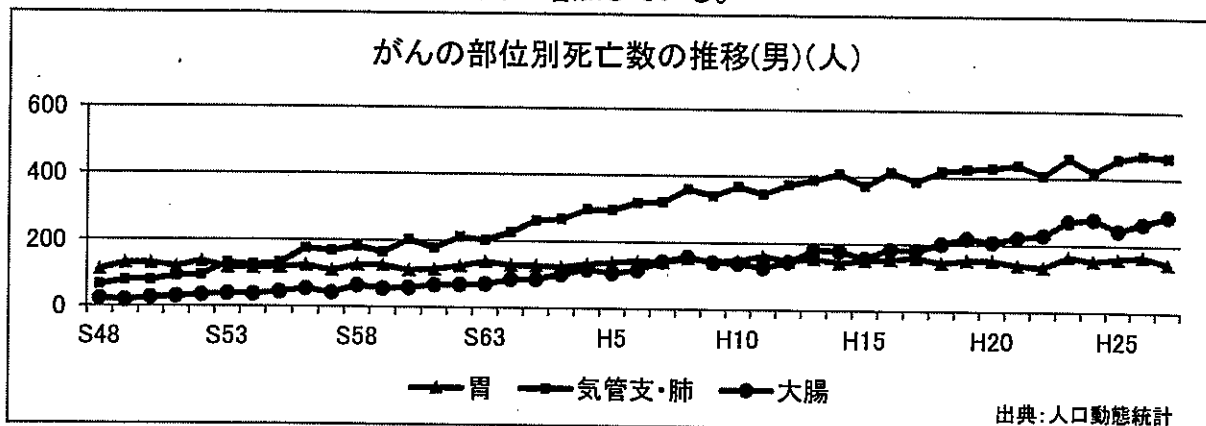
出典：平成27年人口動態統計(確定数)

沖縄県のがんによる死亡数の部位別状況は気管支・肺は昭和48年80人から平成27年は660人、大腸は49人から484人へ増加している。



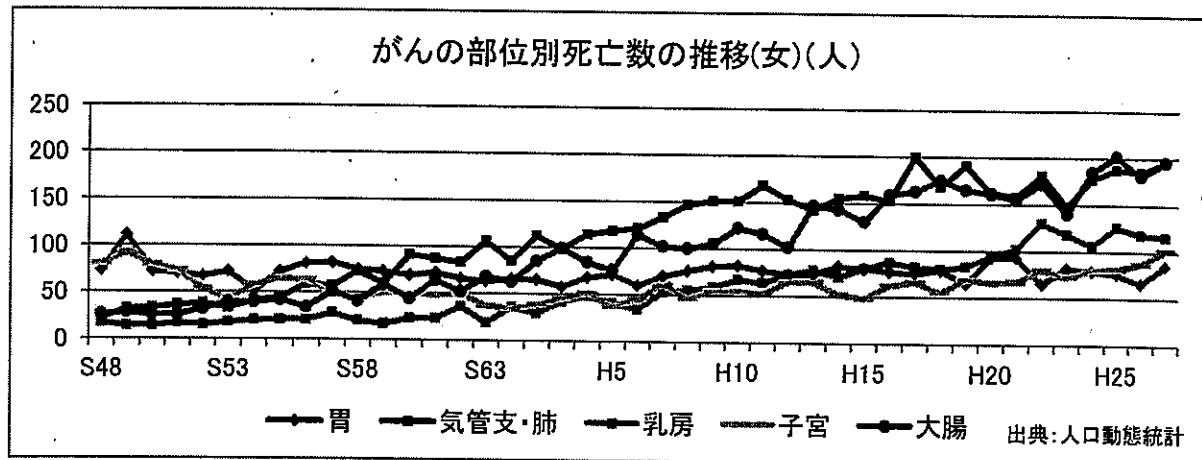
出典:人口動態統計

沖縄県男のがんによる死亡数の部位別状況は気管支・肺は昭和48年64人から平成27年は464人、大腸は23人から288人へ増加している。



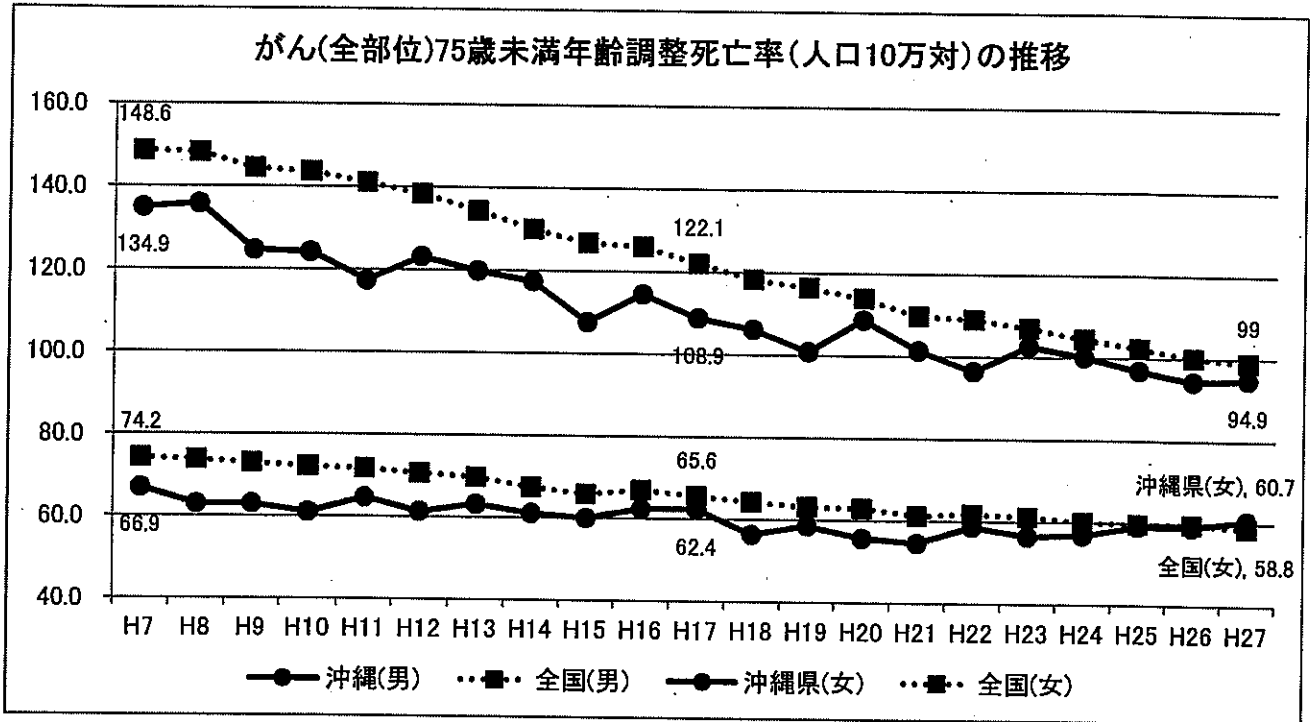
出典:人口動態統計

沖縄県女のがんによる死亡数の部位別状況は気管支・肺は昭和48年22人から平成27年は196人、大腸は26人から196人へ増加している。子宮は80人から101人、乳房は17人から116人となっている。



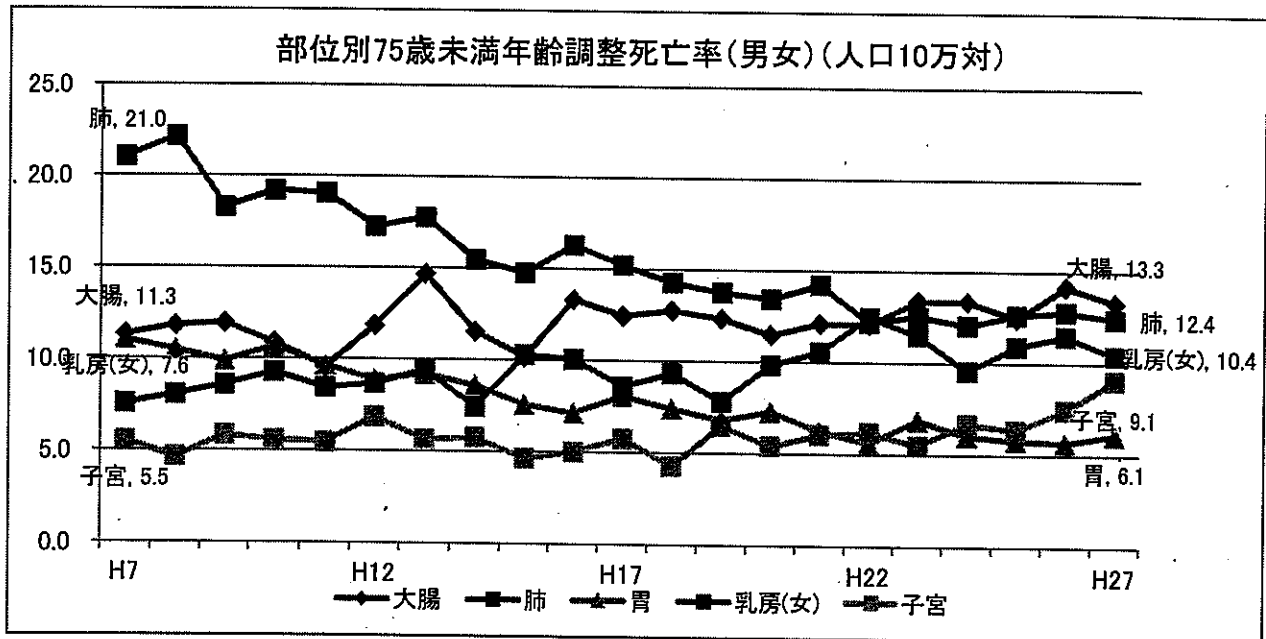
75歳未満年齢調整死亡率(人口10万対)

がん死亡(全部位)の75歳未満年齢調整死亡率(人口10万対)の年次推移は、平成7年(1995年)から平成27年(2015年)の20年間で、男は減少、女は横ばいであり、平成27年(2015年)に初めて全国平均以上となっている。



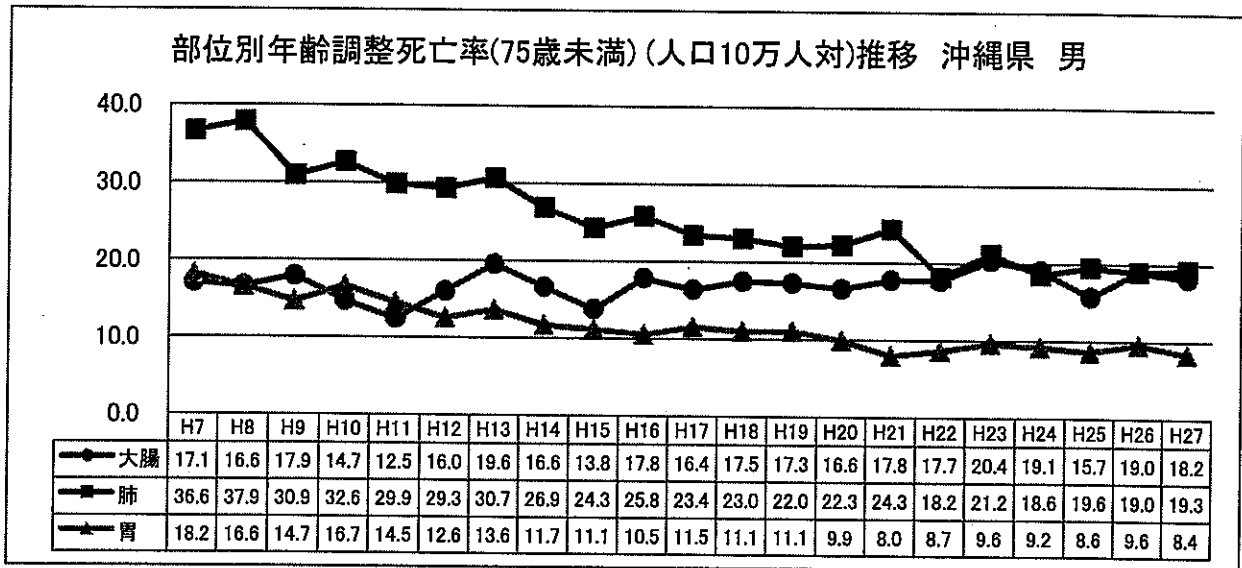
出典:国立がん研究センターがん情報サービス「がん登録・統計」

部位別75歳未満年齢調整死亡率(人口10万人対)は、肺は平成7年(1995年)21.0から12.4へ減少しており、大腸、乳房、子宮が増加している。



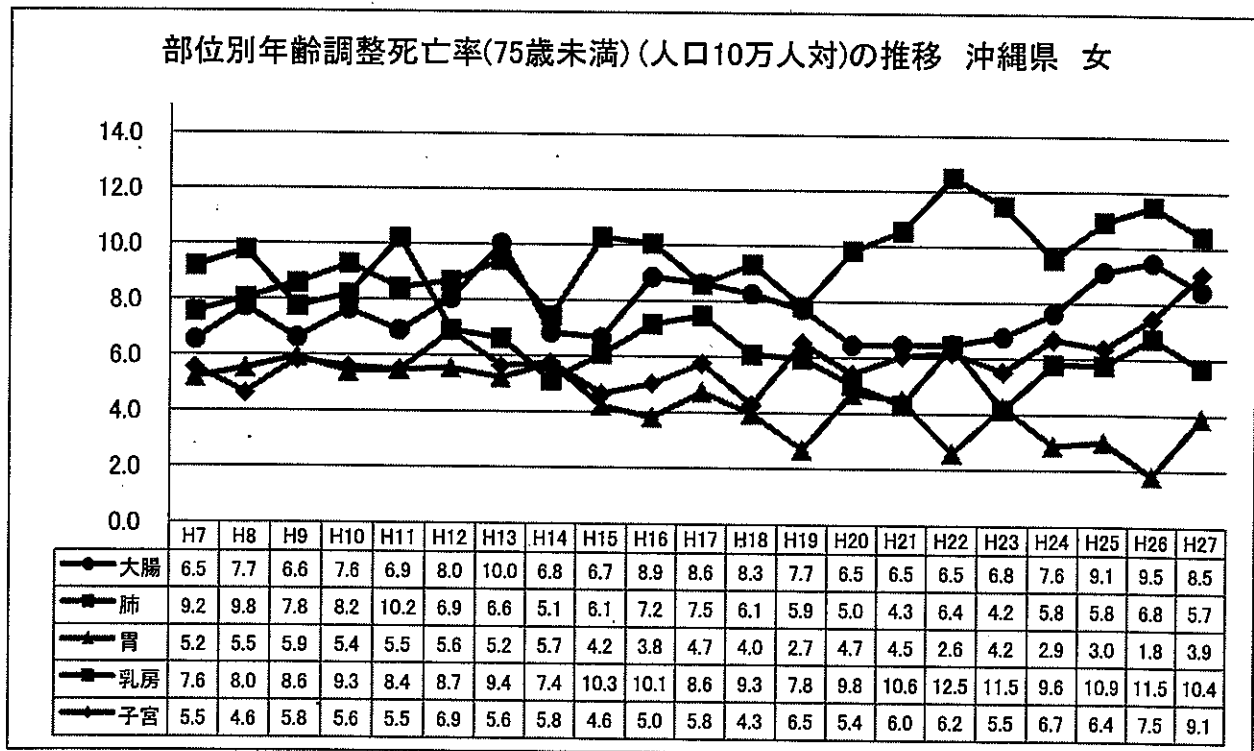
出典:国立がん研究センターがん情報サービス「がん登録・統計」

男は主な部位で、最も多い肺がんが平成7年(1995年)36.6から平成27年(2015年)19.3へ減少、大腸がんは17.1から18.2と明らかな減少はみられない。



出典:国立がん研究センターがん情報サービス「がん登録・統計」

女は主な部位では、乳がん、子宮がんが増加し、大腸がんは減少していない。平成27年(2015年)は乳房10.4、子宮9.1、大腸8.5の順で高くなっている。



出典:国立がん研究センターがん情報サービス「がん登録・統計」

1 第1章 全体目標

がん患者を含めた県民が、がんに関する正しい知識を持ち、避けられるがんを防ぐことや、様々ながんの病態に応じて、尊厳を持って、安心・安全かつ納得できるがん医療や支援を受け、暮らしていくことができるよう、「がん予防」、「がん医療の充実」、「がんとの共生」を3つの柱とし、2018年度から2023年度までの6年程度の期間の全体目標を以下のとおりとします。

○ がんの75歳未満年齢調整死亡率（人口10万対）の減少

	(1) 現状値	(2) 目標値	減少ポイント (1)-(2)
	2015年(平成27年)	2021年(平成33年)	
男女計	77.7	70.0	7.7
男	94.9	85.0	9.9
女	60.7	55.0	5.7

1 科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実

～がんを知りがんを予防する～

禁煙を行うなど、生活習慣を改善することや感染に対して適切な治療を実施することにより、がんを予防し、がんの罹患者を減少させます。定期的ながん検診を受診することで、がんを早期に発見し、がんの死亡者の減少を実現させます。

2 患者本位のがん医療の実現

～適切な医療を受けられる体制を充実させる～

がん医療を推進するため、手術療法、放射線療法、薬物療法等を効果的に組み合わせた集学的治療や緩和ケア等の提供に取り組みます。

患者の適切な意思決定を支援する取り組みを進めます。

医療連携体制の推進を図るなど、それぞれのがんの特性に応じたがん医療の均てん化・集約化を進めます。

29 3 尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築

30 ～がんになっても自分らしく生きることのできる地域共生社会を実現する～

31

32 がん患者が住み慣れた地域社会で生活をしていく中で、必要な支援を受ける
33 ことができる環境を整備します。

34 関係者等が、医療・福祉・介護・産業保健・就労支援分野等と連携し、効率
35 的な医療・福祉サービスの提供や、就労支援等を行う仕組みを構築することで、
36 がん患者が、尊厳を持って安心して生活し、自分らしく生きることのできる地
37 域共生社会を実現します。

1 第2章 分野別施策と個別目標

3 1 科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実

5 (1) がんの予防

7 ア 現状と課題

8 ○生活習慣の中でも、喫煙は、肺がんをはじめとする種々のがんのリスク因子
9 となっていることが知られています。また、喫煙は、がんにも最も大きく寄与
10 する因子でもあるため、がん予防の観点から、タバコ対策を進めていくこと
11 が重要です。

12
13 ○県においては、喫煙・受動喫煙の健康影響についての普及啓発、公共施設の
14 受動喫煙防止対策、沖縄県禁煙施設認定推進、学校等教育機関へ教材等の普
15 及啓発ツールの提供、未成年者に対して学校教育機関と連携し禁煙支援を行
16 うこと等を実施し、受動喫煙防止対策の推進に取り組んでいます。

17
18 ○喫煙関連がん、感染に起因するがん、飲酒関連がんには、沖縄県に多いがん
19 である大腸、肺、肝、乳がんが含まれ、予防が可能であることが指摘されて
20 いるにもかかわらず、その年齢調整罹患率は、肺がんを除き減少傾向を認め
21 ていません。

22
23 ○タバコ対策では、国民生活基礎調査の成人喫煙率を平成19年（2007年）と平
24 成25年（2013年）で比較すると、男性は37.4%から32.0%、女性は10.5%から
25 9.5%の微減となっています。飲食店等多数の者が利用する施設についての喫
26 煙対策において、官公庁・学校・医療機関と比べて進んでいないことが課題
27 です。

28
29 ○がんの発症に関連するウイルスや細菌は、子宮頸がんの発がんに関連するヒ
30 トパピローマウイルス（以下「HPV」という。）、肝がんに関連する肝炎
31 ウイルス、成人T細胞白血病（以下「ATL」という。）と関連するヒトT
32 細胞白血病ウイルス1型（以下「HTLV-1」という。）、胃がんに関連
33 するヘリコバクター・ピロリ等があります。

34 いずれの場合も、感染したら必ずがんになるわけではありません。それぞれ
35 の感染の状況に応じた対応をとることで、がんを防ぐことにつながります。
36

37 ○子宮頸がんの発がんに関連するHPVについては、平成25年度から定期接種
38 となりましたが、副反応とみられる被害を訴える事例があり、接種の積極的
39 な勧奨とならないよう留意することの通知が発出されました。国においてワ
40 クチンの有効性並びに安全性について協議を行っているところであり、県と
41 しては、国の動向を注視しているところです。

42

43 ○肝がんに関連する肝炎ウイルスについては、県内でB型肝炎ウイルス（以下
44 「HBV」という。）が約2万5千人から3万人、C型肝炎ウイルス（以下
45 「HCV」という。）が約3千人の持続感染者が存在すると推定されていま
46 す。感染者が明確でないこと、自覚症状がないことが多いため、適切な時期
47 に治療を受けず、肝硬変や肝がんへ進行する感染者が多く存在することが課
48 題となっています。また、近年、C型肝炎については治療効果が高い新薬が
49 用いられています。

50

51 ○ATLは、HTLV-1の感染が原因であり、主な感染経路は、母乳を介し
52 た母子感染です。国による感染予防対策が行われており、HTLV-1感染
53 者（キャリア）の推計値は、約108万人（平成19（2007）年）から
54 約80万人（平成27（2015）年）と減少傾向にある。全国のなかでは、
55 沖縄及び南九州で感染が多くなっております。

56

57 ○胃がんについては、がんによる死亡原因の男性5位、女性6位となっており、
58 引き続き対策が必要です。なお、ヘリコバクター・ピロリの除菌が胃がん発
59 症予防に有効であるかどうかについては、まだ明らかではないものの、ヘリ
60 コバクター・ピロリの感染が胃がんのリスクであることは、科学的に証明さ
61 れています。

62

63 イ 分野目標と施策

64

65 (ア) がんの予防分野における最終目標

66

67 ○がんの罹患者が減少している。

68 ○がんの死亡者が減少している。

69

70 (イ) がんの予防分野最終目標達成のための中間目標と施策

71

72 ○中間目標1 喫煙率が減少している

73

施策1. 医療関係者は禁煙をすすめる
○医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会等の医療関係者は、喫煙者に禁煙をすすめる。
施策2. 医療機関は禁煙外来を設置する
○沖縄県医師会は、医療機関に、禁煙外来設置を推進する。
施策3. 県及び関係団体は受動喫煙防止対策を講じる
○県は、関係団体等と協力し、施設内禁煙等の受動喫煙対策を積極的に推進する

77

78

79 ○中間目標2 感染に起因するがんが予防されている

80

施策1. 県は、感染に起因するがんのウイルス等の検査を推奨する
○県は、県民に対し、保健所や市町村における肝炎ウイルス検査を推奨し、陽性者に対して、重症化予防のための初回精密検査、定期検査の費用助成を行う
○県は、肝疾患診療連携拠点病院を中心として肝疾患に関する専門医療機関とかかりつけ医による肝疾患診療体制を維持する
○県は、HTLV-1感染症にかかる相談、抗体検査、受診支援を行う
施策2. 県は、ウイルス性肝炎治療の医療費助成を行う
○県は、高額なウイルス性肝炎治療費の経済的負担を軽減するため、医療費助成を継続する

83

84

85

86

87

88 ○中間目標 3. 生活習慣病のリスクを高める過度の飲酒をしている人が減る

89

施策 1. 県は、過度の飲酒をしないよう啓発活動を行う

○県は、関係団体と協力して、過度の飲酒をしないよう啓発活動を行う

1日あたりの平均アルコール摂取量が、純エタノール量で23g（≒2ドリンク）未満の人に比べ、46g（≒4ドリンク）以上の場合で40%程度、69g（≒6ドリンク）以上で60%程度、がんになるリスクが高くなります。沖縄県では、多量飲酒の目安（≒6ドリンク）を超える量の酒を週2回以上飲む人は、男性22.2%（全国9.8%）で全国の2倍以上、女性は6.1%（全国1.3%）で全国の4.7倍以上となっています。

沖縄県は、お酒に寛容な社会環境ではありますが、全国ワーストの肝疾患、アルコール依存症も含めて対策が必要です。（数値確認中）

（参考；ビール中ジョッキ≒2ドリンク、泡盛（25%）1合≒3.6ドリンク、泡盛（30%）1合≒4.3ドリンク）

90

91 ○中間目標 4. 生活習慣（喫煙・過度の飲酒以外）が改善している

92

施策 1. 県は、県民の生活習慣（喫煙・過度の飲酒以外）の改善を図る

○県は、健康おきなわ21の活動として、県民の食生活や身体活動の改善に取り組み、「食塩摂取量の減少」、「適正体重を維持している者の増加」、「野菜・果物摂取量の増加」、「運動習慣者の割合の増加」を図る

93

94 ウ がんの予防分野目標達成に係る指標

目標	指標	現状値	目標値	出典
(最終) がんの罹患者が減少している	年齢調整罹患率			がん登録
	年齢調整死亡率			人口動態統計
(中間1) 喫煙率が減少している	成人の喫煙率			国民生活基礎調査
	1歳6ヶ月健診両親の喫煙率			乳幼児健康診査報告書<小児保健協会>
	未成年者の喫煙			県民健康・栄養調査
	禁煙外来を行っている医療機関数			医療施設調査（静態）
(中間2) 感染に起因するがんが予防されている	公費肝炎検査実施数			特定感染症検査等事業（都道府県） 健康増進事業（市町村）
	公費肝炎治療開始者数			肝炎対策特別促進事業

(中間3)生活習慣病のリスクを高める過度の飲酒をしている人が減少している	生活習慣病のリスクを高める 量を飲酒している者の割合			県民健康・栄養調査
(中間4)喫煙・過度の飲酒以外の生活習慣が改善している	食塩摂取量			県民健康・栄養調査
	適正体重を維持している者			健康おきなわ21の指標
	野菜摂取			
	果物摂取			
	運動習慣者の割合			

95

96

102

1 第2章 分野別施策と個別目標

2
3 1 科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実

4
5 (2) がんの早期発見、がん検診

6
7 ア 現状と課題

8
9 ○対策型がん検診としては、健康増進法に基づく市町村事業が行われており、
10 職域におけるがん検診としては、保険者や事業主による検診が任意で行われ
11 ています。

12
13 ○がん検診は、がんの早期発見、早期治療による救命の可能性を高めることだ
14 けでなく、前がん病変を発見し、治療することでがんになることを防ぐこと
15 ができる一方、がんでなくてもがん検診の結果が陽性となる偽陽性により、
16 不必要な検査や余計な心理負担があるなどの不利益が存在します。

17
18 ○国の示す「市町村事業におけるがん検診の事業評価の手法について」に基づ
19 く事業評価（市区町村におけるがん検診チェックリスト調査）を実施してい
20 る市町村は、13市町村（平成22年度）から41市町村（平成27年度）に
21 増加しているが、評価結果については改善が必要です。

22
23 ○職域におけるがん検診については、対象者数、受診者数等のデータを定期的
24 に把握する仕組みがないため、受診率の算定や精度管理を行うことが困難な
25 現状です。

26
27 ○がん検診の受診率（平成28年国民生活基礎調査）は、30%～40%台であり、
28 がん対策推進計画（第2次）における受診率の目標値（胃、肺、大腸 40%。
29 乳、子宮頸 50%）を大腸、乳、子宮頸で達成できていません。引き続き、受
30 診率の向上に努める必要があります。

32 イ 分野目標と施策

33

34 (ア) がんの早期発見、がん検診分野における最終目標

35

36 ○ がん（胃・子宮頸・肺・乳・大腸）の早期診断割合が増加している

37 ○ がん（胃・子宮頸・肺・乳・大腸）の死亡率が減少している

38

39 (イ) がんの早期発見、がん検診分野最終目標達成のための中間目標と施策

40

41 ○中間目標1 科学的根拠に基づいたがん検診が行われている

42

施策1. 市町村は、科学的根拠に基づいたがん検診を実施する

○市町村は、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」に示される5つのがん（胃・子宮頸・肺・乳・大腸）について、科学的根拠に基づいたがん検診を実施する。

施策2. 県は、各市町村担当者等に対して、がん検診ガイドラインや指針等に関する研修会を行う
--

○県は、各市町村担当者等に対してがん検診ガイドラインや国の指針等に関する研修会を行う。

43

44 ○中間目標2 検診の適切な精度管理が行われている

45

施策1. 県、市町村及び検診機関は、精度管理の向上に取り組む

○死亡率減少効果が確実に認められている検診であっても、その検診が正しく行われなければ効果を発揮することはできません。そこで、検診の精度管理（検診が正しく行われているかを評価し、不備な点を改善すること）が非常に重要なことから、県、市町村及び検診機関は精度管理の向上に取り組めます。

施策2. 県は、精度管理に関する検討を行い結果を公開する

○県が設置する生活習慣病検診等管理協議会において、がん検診の充実を図り、実施方法の改善や精度管理の向上に向けた取組を検討する。
○県は、精度管理指標に関する検証を行い、結果を公開します。

46

47

48

49

50

施策3. 職域検診を提供する事業者は、「職域におけるがん検診に関するガイドライン（仮称）」に基づき、がん検診を実施する

- 職域検診を提供する事業主は、国が策定予定の「職域におけるがん検診に関するガイドライン（仮称）」に基づき、職域におけるがん検診を実施する（調整中）

51

52 ○中間目標3 検診受診率が向上している

施策1. 市町村は、がん検診及び精密検査の対象者に対して、手紙や電話などによる個別受診勧奨・再勧奨（コール・リコール）を行う

- 市町村は、がん検診の対象者に対して、ソーシャルマーケティングを活用した受診勧奨資材や電話などによる個別受診勧奨・再勧奨を推進する
- 市町村は、精密検査の対象者を把握し、手紙や電話などによる個別受診勧奨・再勧奨を行う

施策2. 市町村は、スモールメディア（パンフレットやニュースター等）を用いて、がん検診及び精密検査の対象者へ受診勧奨を行う

- 市町村は、検診機関と協力し、スモールメディアを用いて、がん検診の対象者へ受診勧奨を行います
- 市町村は、精密検査の対象者を把握し、スモールメディアを用いて、精密検査の対象者へ受診勧奨を行います

施策3. 市町村は、地区医師会等と協力して、がん検診の利便性向上を図る。

- 市町村は、がん検診と特定健診の同時実施やがん検診の土日祝日の実施、女性限定の受診日の設定等を行い利便性向上を図る
- 市町村は、地区医師会等の各種団体と協力して、精密検査の休日・夜間の受診などの利便性向上に取り組む

施策4. 県及び市町村は、沖縄県医師会と連携し、かかりつけ医によるがん検診の受診勧奨を推進する

- 県及び市町村は、沖縄県医師会と連携し、かかりつけ医によるがん検診の受診勧奨を推進します。

53

54

55 ウ がんの早期発見、がん検診分野目標達成に係る指標

目標	指標	現状値	目標値	出典
(最終1) がんの早期診断割合が増加している	早期がん発見率 (胃・子宮頸・肺・乳・大腸)			がん登録
(最終2) がんの死亡率が減少している	年齢調整死亡率 (胃・子宮頸・肺・乳・大腸)			人口動態統計
(中間1) 科学的根拠に基づく検診が行なわれている	実施市町村数			市区町村におけるがん検診チェックリストの使用に関する実態調査(国立がん研究センター)
(中間2) 検診の精度管理が行われている	精密検査受診率 (胃・子宮頸・肺・乳・大腸)			地域保健・健康増進事業報告
(中間3) 検診受診率が向上している	がん検診受診率 (胃・子宮頸・肺・乳・大腸)			国民生活基礎調査

56

1 第2章 分野別施策と個別目標

2
3 2 患者本位のがん医療の実現

4
5 (1) がん医療と人材育成

6
7 ア 現状と課題

8
9 ○県のがんの5年相対生存率は、平成○年○月時点は、男女計○%（全がん）
10 （※1）でしたが、平成27年9月時点では55.2%であり、○ポイント（増加
11 又は減少）しています。また、75歳未満年齢調整死亡率（人口10万対）は、
12 平成23年○月時点は男女計78.7（全部位、人口10万対）（※2）でしたが、
13 平成27年○月時点では77.7であり、1.0ポイント減少しています。

14 ※1・2：国立がん研究センター公表

15
16 ○これまで手術療法、放射線療法、薬物療法等を効果的に組み合わせた集学的
17 治療や緩和ケアの提供、がん患者の病態に応じた適切な治療・ケアの普及に
18 努めてきました。

19
20 ○拠点病院等（※）を中心に、カンサーボードの実施、がん相談支援センタ
21 ーの設置、院内がん登録の実施等に取り組み、全ての県民が県内どこにいて
22 も質の高いがん医療が等しく受けられるよう、がん医療の均てん化を進めて
23 きました。

24 ※拠点病院等：都道府県がん診療連携拠点病院、地域がん診療連携拠点病院、地域がん
25 診療病院を指す。指定医療機関やその役割についてはP○参照

26
27 ○平成29年○月現在、県内で放射線療法が提供可能な医療機関は○施設（医療
28 機能調査要確認）で、その全てが沖縄本島に所在していることから、離島地
29 域において放射線療法が受療できないことが課題です。

30
31 ○標準的治療の実施や相談支援の提供等、拠点病院等に求められている取組の
32 中には、施設間で格差があることが指摘されています。

33
34 ○がん治療に伴う副作用、合併症及び後遺症が大きな問題となっており、患者
35 のQOLの向上のため、支持療法の標準的治療の確立が必要とされています。

37 ○拠点病院等においては、病理診断医の配置が指定要件とされ、必要に応じて、
38 遠隔病理診断を用いることにより、全ての拠点病院等で、術中迅速病理診断
39 が可能な体制の確保に努めてきました。また、病理診断医の養成や病理関連
40 業務を担う医療従事者の確保に向けた取組を行ってきたものの、依然として、
41 病理診断医等の不足が指摘されています。

42

43 ○集学的治療等の提供体制の整備、カンサーボードの実施、医科歯科連携、
44 薬物療法における医療機関と薬局の連携、栄養サポートやリハビリテーショ
45 ンの推進等、多職種によるチーム医療を実施するための体制を推進してきま
46 した。しかし、医療機関ごとの運用の差や、がん治療を外来で受ける患者の
47 増加による受療環境の変化によって、状況に応じた最適なチームを育成する
48 ことや、発症から診断、入院治療、外来通院等のそれぞれの段階において、
49 個々の患者の状況に応じたチーム医療を提供することが求められるように
50 なっています。

51

52 ○がん治療の影響から、患者の嚥下^{えんげ}や呼吸運動等の日常生活動作に障害が生じ
53 ることがあります。また、病状の進行に伴い、次第に日常生活動作に障害を
54 来し著しく生活の質が低下することが見られることから、がん領域でのリハ
55 ビリテーションの重要性が指摘されています。がん患者のリハビリテーショ
56 ンにおいては、機能回復や機能維持のみならず、社会復帰という観点も踏ま
57 え、外来や地域の医療機関において、リハビリテーションが必要との指摘が
58 あります。

59

60 ○人材育成においては、集学的治療等の充実・強化を図るため、引き続き医療
61 従事者を養成する必要があります。がん医療に関する基本的な知識や技能を
62 有し、がん医療を支えることのできる看護師、薬剤師等の人材を養成してい
63 く必要があります。

64

65 ○多職種によるチーム医療に基づく意思決定支援や、がん告知・余命告知等
66 を行う際のコミュニケーションマニュアルの整備、及びコミュニケーション研
67 修の実施に基づいた意思決定支援が行われることが課題です。

68

69 イ 分野目標と施策

70

71 (ア) がん医療と人材育成分野における最終目標

72

73 ○ 住んでいる地域に関わらず、患者本位のがん医療を受けられている

74

75 (イ) がん医療と人材育成分野最終目標達成のための中間目標と施策

76

77 ○ 中間目標1 標準治療を受けられている

78

<p>施策1. がんの標準治療を推進する</p> <p>○拠点病院等及びがん診療を行う医療機関(※)は、手術療法、放射線療法、薬物療法及び科学的根拠を有する免疫療法等を効果的に組み合わせた集学的治療を推進する。</p> <p>※がん診療を行う医療機関：がん診療を行う医療機関で、一定の要件を満たす医療機関として沖縄県医療計画(仮称)に定められた医療機関(専門的がん診療機関)</p> <p>○外科系医師は手術療法において、標準治療を推進する。</p> <p>○放射線治療に携わる医師は、放射線療法において、放射線治療の標準治療を推進する。</p> <p>○拠点病院等及びがん診療を行う医療機関は、患者が放射線療法を必要とするかどうかを早期に判断し、適応がある場合は放射線治療施設と連携し、適切な放射線治療を行う。</p> <p>○拠点病院等及びがん診療を行う医療機関は、薬物療法の標準治療を推進するとともに、薬物療法を必要とする患者が標準治療を受けられる体制を整備し、quality indicator(QI)を活用した術後補助化学療法の標準治療を推進する。</p> <p>○拠点病院等は、科学的根拠を有する免疫療法で、安全で適切な治療・副作用対策を行うことができるように、関係団体等が策定する指針等に基づいた適切な使用を推進する。</p> <p>施策2. 拠点病院等及びがん診療を行う医療機関においては、適切なりハビリを行う</p> <p>○拠点病院等及びがん診療を行う医療機関は、専門医師とともに、患者がりハビリを必要とするかどうかを早期に判断し、必要な場合はりハビリチームと連携し、適切なりハビリを行う体制を整える。</p> <p>○拠点病院等及びがん診療を行う医療機関は、りハビリチームを組織し、必要な研修を受講させる。</p>
--

施策3. ガイドラインに沿った適切ながん支持療法を推進する

- 拠点病院等及びがん診療を行う医療機関は、ガイドラインに沿った支持療法を行うため、必要な取り組みを行う。

施策4. 県拠点病院に病理診断の集約化を進め、病理診断の質の向上を図る

- 県拠点病院は、他の拠点病院・診療病院・がん診療を行う医療機関と連携し、病理診断等の集約化を図る。
- 県拠点病院は、国立がん研究センター、一般社団法人日本病理学会の病理コンサルテーションシステム、及び小児がん中央機関による中央病理診断システム等を活用し、病理診断技術向上のための取り組みを行う。
- 県及び県拠点病院は、病理診断医の育成等、病理診断に関わる医療従事者の育成に取り組む。

79

80

81

○ 中間目標2 適切なチーム医療を受けられている

施策1. 拠点病院等及びがん診療を行う医療機関におけるカンサーボードの開催及びチーム医療を推進する

- 拠点病院等及びがん診療を行う医療機関は、医療従事者間の適切なコミュニケーションの下、多職種によるカンサーボードを定期開催する。
※多職種とは、それぞれの専門科医師と病理医、腫瘍内科医、放射線診断医、放射線治療医、緩和ケア医（身体・精神）、リハビリ医、薬剤師、看護師、メディカルソーシャルワーカー等のことを指す。
- 拠点病院等及びがん診療を行う医療機関は、院内の専門チーム（①緩和ケアチーム②リハビリテーションチーム③栄養サポートチーム④口腔ケアチーム⑤感染防止対策チーム等）を組織し、患者が必要とする連携体制がとられるよう環境を整える。

施策2. 県及び拠点病院は、専門的な医療従事者を育成する

- 県及び拠点病院等は連携して、専門的な医療従事者を育成する。
- 県及び拠点病院等は連携して、専門的な医療従事者の適正配置に努める。
- 県及び拠点病院等は連携して、医療従事者が専門的な資格を取得することを支援する。

82

83 ○ 中間目標3 医療従事者による適切な意思決定支援を受けられている

84

施策1. インフォームドコンセントを行い、セカンドオピニオンを提示する体制を整備する
○がん診療に携わる医師は、患者に対し、インフォームドコンセント（説明・納得・同意・希望の対応プロセス）を行うとともに、セカンドオピニオンについて情報提供を行う。
○拠点病院等は、患者に対し、インフォームドコンセント（説明・納得・同意・希望の対応プロセス）を行うとともに、セカンドオピニオンについて情報提供を行う。
施策2. アドバンス・ケア・プランニングを行う
○がん診療に携わる医師は、患者に対し、アドバンス・ケア・プランニングを行う。
○拠点病院等は、患者に対し、アドバンス・ケア・プランニングを行う。
※国立長寿医療研究センターホームページより引用
アドバンス・ケア・プランニングとは、患者の意思決定能力が失われても、患者の意思が尊重され、医療従事者や家族が最善の医療を選択できるようケアすること。

85

86 ウ がん医療と人材育成分野目標達成に係る指標

目標	指標	現状値	目標値	出典
(最終) 住んでいる地域に関わらず、患者本位のがん医療を受けられている	拠点病院で治療を受けたがん患者の5年生存率 ※その他、国が実施する予定である患者家族調査より、必要に応じ適切な指標を記載する予定			国立がん研究センター：指標に見るわが国のがん対策の指標A15a「拠点病院における5大がん（および他のがん）患者の5年生存率」に準ずる
(中間1) 標準治療を受けられている	悪性腫瘍特異物質治療管理料の算定件数			厚生労働省：NDB仕様参照
	外来化学療法の実施件数			医療施設調査（静態）個票解析等：手術等の実施状況の「外来化学療法」の9月中の実施件数
	放射線治療の実施件数			医療施設調査（静態）個票解析等：放射線治療の実施状況で、「放射線治療（体外照射）」の9月中の患者数
	悪性腫瘍手術の実施件数			医療施設調査（静態）個票解析等：手術等の実施状況の「悪性腫瘍手術」の9月中の実施件数

	がんリハビリテーション実施医療機関数			厚生労働省診療報酬施設基準：H007-2 がん患者リハビリテーション料の届出をしている医療機関数
	がんリハビリテーションの実施件数			厚生労働省 NDB：NDB 仕様参照
	術中迅速病理組織標本の作製件数			厚生労働省 NDB：NDB 仕様参照
	病理組織標本の作製件数			厚生労働省 NDB：NDB 仕様参照
(中間2) チーム医療を受けられている	拠点病院におけるカンサーボードの開催状況			厚生労働省「がん診療連携拠点病院等の現況報告」様式4中1/21①エ
	拠点病院において、新患のうちカンサーボードで症例検討が行われた割合			厚生労働省「がん診療連携拠点病院等の現況報告」様式4中1/21-①エii
(中間3) 医療従事者による適切な意思決定支援を受けられている	がん患者指導の実施数			厚生労働省 NDB：NDB 仕様参照
	がん告知や余命告知に関するコミュニケーションマニュアルの有無や研修の開催状況			厚生労働省「がん診療連携拠点病院等の現況報告」様式4中19/21-3-(4)(5)
	セカンドオピニオンの提示が可能な医師を紹介している			厚生労働省「がん診療連携拠点病院等の現況報告」様式4中20/21-③ウ
	※インフォームドコンセントを受けた患者の割合			※国患者家族調査
	※セカンドオピニオンを受けた患者の割合			※国患者家族調査

1 第2章 分野別施策と個別目標

2
3 2 患者本位のがん医療の実現

4
5 (2) 医療提供体制

6
7 ア 現状と課題

- 8 ○「がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針」（平成26年1月10日付
9 健発0110第7号厚生労働省健康局長通知、以下「整備指針」という。）
10 に基づき、県内では、2次医療圏ごとに、専門的ながん医療の提供や、がん
11 診療の連携協力体制の整備、がん患者に対する相談支援及び情報提供が行わ
12 れてきました。

都道府県がん診療連携拠点病院	
役割：沖縄県全域のがん診療連携の協力体制の構築、専門的ながん医療の提供等を行うこと	
	琉球大学医学部附属病院
地域がん診療連携拠点病院	
役割：2次医療圏のがん診療連携の協力体制を構築、専門的ながん医療の提供等を行うこと	
中部医療圏	沖縄県立中部病院
南部医療圏	地方独立行政法人那覇市立病院
地域がん診療病院	
役割：都道府県がん診療連携拠点病院又は地域がん診療連携拠点病院とのグループ指定により、2次医療圏のがん診療連携の協力体制を構築、専門的ながん医療の提供等を行うこと	
北部医療圏	公益社団法人北部地区医師会北部地区医師会病院 ※琉球大学医学部附属病院とのグループ指定
宮古医療圏	沖縄県立宮古病院 ※沖縄県立中部病院とのグループ指定
八重山医療圏	沖縄県立八重山病院 ※沖縄県立中部病院とのグループ指定

- 14
15 ○拠点病院等を中心に、カンサーボードの実施、がん相談支援センターの設
16 置、院内がん登録の実施等に取り組み、県民が県内どこにいても質の高いが
17 ん医療が等しく受けられるよう、がん医療の均てん化を進めてきました。

18 ○「地域連携クリティカルパス」は、拠点病院等が地域の医療機関と連携し、
19 切れ目のないがん医療を提供するための手段ですが、県内における活用は十
20 分ではありません。国においても、施設間の調整を担う者のあり方や、「地
21 域連携クリティカルパス」のあり方の見直しについて検討するとされていま
22 す。

23

24 ○都道府県がん診療連携拠点病院である琉球大学医学部附属病院が、整備指針
25 に基づき設置している「沖縄県がん診療連携協議会」においては、県内のが
26 ん診療に係る情報の共有、評価、分析及び発信が行われているとともに、診
27 療の質向上につながる取組が検討されております。

28

29 ○拠点病院等においては、これまで、2次医療圏内のがん診療に関する情報を
30 集約し、圏域内の医療機関や患者等に対し情報提供を行っています。

31

32

33 イ 分野目標と施策

34

35 (ア) 医療提供体制分野における最終目標

36

37 ○ 適切な医療連携に基づく医療を受けられている

38

39 (イ) 医療提供体制分野最終目標達成のための中間目標と施策

40

41 ○ 中間目標 1 正しい情報と医療連携のもと、患者が適切な医療機関を受
42 診できている

43

<p>施策 1. 患者が適切な医療機関で受診できるよう、医療機関情報を周知する</p> <p>○拠点病院等は、関係機関と連携し、各圏域のがん診療及び緩和ケアに関する情報を集約し、患者やその家族等に周知する取り組みを行う。</p>
<p>施策 2. 医療機関の間の情報共有を図り、その情報に基づいた医療機関相互の紹介を行う体制を推進する</p> <p>○拠点病院等は、関係機関と連携し、医療機関に関する情報を医療機関の間で共有する取り組みを行う。</p> <p>○拠点病院等は、関係機関と連携し、各医療機関で提供できるがん医療や緩和ケア及び在宅医療に関する機能に応じた紹介を行う体制を整備する。</p> <p>○拠点病院等は、地域連携クリティカルパスを推進する。</p>
<p>施策 3. 身近な医療機関で経過観察が行える体制を推進する</p> <p>○拠点病院等は、関係機関と連携し、身近な医療機関で経過観察できる体制を整備する取り組みを行う。</p> <p>○拠点病院等は、地域連携クリティカルパスを推進する。</p>

44

45

46

○ 中間目標 2 整備指針に基づいた、拠点病院の機能が充実している

47

施策 1. 県は、拠点病院の機能強化を図るため、必要な支援を行う
○県は、拠点病院の機能強化を図るため、必要な支援を行う。
施策 2. がん診療提供体制の充実・強化を図る
○県拠点病院は、がん診療連携協議会の活用を図り、診療連携体制の充実・強化に努める。
○拠点病院又は地域がん診療病院については、地域の医療状況等を勘案し、適正な整備を図る。
施策 3. 拠点病院等は、整備指針に定める指定要件の充足について取り組む
○拠点病院等は、整備指針に定める指定要件の充足について取り組む。
施策 4. がんゲノム医療・がん研究等を推進する
○県拠点病院は、国の方針や検討状況等を踏まえながら、がんゲノム医療を進める体制の整備に努める。
○県は、必要に応じて、がんに関する研究を推進、協力及び支援する。
○拠点病院等は、国内で承認された薬剤や医療機器がすみやかに使用できる体制を整えるよう努める。
○県拠点病院は、国内で行われている臨床試験に参加できるような体制を整える。

48

49

50 ウ 医療提供体制分野目標達成に係る指標

目標	指標	現状値	目標値	出典
(最終) 連携された医療を受けられている	拠点病院で治療を受けたがん患者の5年生存率 ※その他、国が実施する予定である患者家族調査より、必要に応じ適切な指標を記載する予定			国立がん研究センター：指標に見るわが国のがん対策の指標A 15a「拠点病院における5大がん（および他のがん）患者の5年生存率」に準ずる（調整中）
(中間1) 正しい情報を基に患者が適切な医療機関を受診できている	地域連携クリティカルパスに基づく診療計画策定等実施件数			厚生労働省 NDB：NDB 仕様参照
	地域連携クリティカルパスに基づく診療提供等実施件数			厚生労働省 NDB：NDB 仕様参照
(中間2) がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針に基づいた、拠点病院の機能が充実している	がん診療連携拠点病院数			がん診療連携拠点病院等の一覧（厚生労働省 HP）：平成 28 年 10 年 1 月現在で、がん診療連携拠点病院の指定を受けている医療機関の一覧
	認定看護師が配置されている拠点病院の割合			専門看護師の認定状況（日本看護協会 HP）：日本看護協会が認定したがん専門看護師の数
	専門・認定薬剤師が配置されている拠点病院の割合			
	放射線治療専門医が配置されている拠点病院の割合			専門医の認定状況（日本がん治療認定医機構 HP）：日本がん治療認定医機構が認定したがん治療認定医の数
	薬物治療専門医が配置されている拠点病院の割合			専門医の認定状況（日本がん治療認定医機構 HP）：日本がん治療認定医機構が認定したがん治療認定医の数
	リハビリテーション専門医が配置されている拠点病院の割合			
	地域がん診療病院数			
	がんリハビリテーション実施医療機関数			

1 第2章 分野別施策と個別目標

2
3 2 患者本位のがん医療の実現

4
5 (3) 在宅医療

6
7 ア 現状と課題

8 ○県内のがん患者の在宅死亡割合は、平成○年○月時点では○%であり、全国
9 より○ポイント（高く／低く）なっております。これは、がん治療が外来で
10 可能であることが患者等に周知されていないこと、在宅医療に関する情報の
11 周知不足が原因と考えられます。また、在宅医療に携わる医療従事者や、緩
12 和ケアに精通する在宅医師の養成も求められます。

13
14 ○拠点病院等においては退院支援の際、主治医、緩和ケアチーム等の連携によ
15 り療養場所等に関する意思決定支援を行うとともに、必要に応じて地域の在
16 宅診療に携わる医師や訪問看護師等と退院前カンファレンスを実施してい
17 ます。

18
19 ○拠点病院等と、在宅医療を提供する医療機関、薬局、訪問看護ステーション
20 等との連携体制が十分に構築できていないことから、退院後も、継続的な
21 ^{とうつう}疼痛緩和治療を在宅で受けることが出来るようにする必要があるとの指摘
22 があります。

24 イ 分野目標と施策

25

26 (ア) 在宅医療分野における最終目標

27

- 28 ○ 在宅療養を希望するがん患者とその家族が、希望する場所で必要な支援
29 を受けて在宅医療を受けることができる

30

31 (イ) 在宅医療分野における最終目標達成のための中間目標と施策

32

- 33 ○ 中間目標 1 在宅医療に関する適切な情報が周知されている

34

施策 1. すべての患者等に対し、在宅医療に関する普及啓発資材を活用するなど、情報周知を行う

- 拠点病院等及びがん診療を行う医療機関は、患者に対して、在宅医療に関する適切な情報提供を行う取り組みを実施する。

35

- 36 ○ 中間目標 2 在宅医療の提供体制が整備されている

37

施策 1. 多職種チームによる在宅医療の検討体制を構築する

- 拠点病院等は、在宅医療が可能かどうか、退院前カンファレンスなどをおして、多職種チームで検討する体制の整備を進める。

施策 2. 拠点病院等及びがん診療を行う医療機関と在宅医療機関の連携を進める

- 拠点病院等及びがん診療を行う医療機関は、地域の在宅医療機関、薬局及び訪問看護ステーション等との連携を図り、夜間等における医療用麻薬の提供体制等、在宅医療が適切に実施される体制を整備する。

- 県拠点病院は、緊急緩和ケア病床を確保し、かかりつけ患者や連携協力リストを作成した在宅療養支援診療所等からの紹介患者を対象として、緊急入院体制を整備すること。

- 拠点病院等は、在宅医療を提供する医師のうち、がん^{とつづ}疼痛緩和医療ができる医師を増やす取り組みを行う。

38

39

40 ウ 在宅医療分野目標達成に係る指標

41

目標	指標	現状値	目標値	出典
(最終) 希望する場所での在宅医療を受けることができる	がん患者の在宅死亡割合 ※その他、国が実施する予定である患者家族調査より、必要に応じ適切な指標を記載する予定			厚生労働省 (e-Stat) 人口動態調査：在宅等でのがんによる死亡者数+/がんによる死亡者数 都道府県別の死因「悪性新生物」の在宅等 (介護老人保健施設、自宅、老人ホーム) での死亡者数 都道府県別の死因「悪性新生物」の全死亡者数
(中間1) 在宅医療に関する適切な情報が周知されている	がん相談支援センターを設置している拠点病院等数			7 施設
	がん患者指導の実施数			厚生労働省 NDB : NDB 仕様参照
(中間2) 在宅医療の提供体制が整備されている	末期のがん患者に対して在宅医療を提供する医療機関数			厚生労働省診療報酬施設基準 : C003 在宅がん医療総合診療料の届け出施設数
	在宅がん医療総合診療料の算定件数			厚生労働省 NDB : NDB 仕様参照

42

1 第2章 分野別施策と個別目標

2
3 2 患者本位のがん医療の実現

4
5 (4) 緩和ケア

6
7 ア 現状と課題

8
9 ○拠点病院等を中心に、緩和ケアチーム等の専門部門の整備を推進してきました。
10 拠点病院等に、緩和ケアチームや緩和ケア外来が設置され、苦痛のスク
11 リーニングが実施されています。県内では、緩和ケア外来・緩和ケア病棟が、
12 平成29年○月時点で○施設あり、緩和ケアチームを有する病院は○施設(医
13 療機能調査)となっています。

14
15 ○緩和ケア研修会は、平成19年度(2007年度)から平成28年度(2016年度)
16 まで49回開催し、平成29年3月末現在で、修了医師及び歯科医師数は1,141
17 名となっています。

18
19 ○患者とその家族に提供された緩和ケアの質については、施設間で格差がある
20 等の指摘があります。

21
22 ○苦痛のスクリーニングによって、患者の苦痛が汲み上げられたとしても、主
23 治医から緩和ケアチームへとつなぐ体制が機能していないとの指摘があり
24 ます。

25
26 ○施設内での連携が十分にとられておらず、緩和ケアチーム、緩和ケア外来、
27 がん看護外来、薬剤部門、栄養部門等による施設全体の緩和ケアの診療機能
28 が十分に発揮されていない状況にあります。

29
30 ○緩和ケアは、全人的なケアが必要な領域であり、多職種による連携を促進す
31 る必要があるため、互いの役割や専門性を理解し、共有することが可能な体
32 制を整備する必要があります。

35 イ 分野目標と施策

36

37 (ア) 緩和ケア分野における最終目標

38

- 39 ○ 患者とその家族が、がんと診断されたときから適切な緩和ケアを受け、
40 身体的・精神心理的・社会的苦痛が軽減され、療養生活を送ることができ
41 ている。

42

43 (イ) 緩和ケア分野最終目標達成に至る中間目標と施策

44

- 45 ○ 中間目標 1. 主治医を中心とした緩和ケアが行われている

46

施策 1. 患者の苦痛に応じた適切な緩和ケアを行う体制を整備する

- 拠点病院等及びがん診療を行う医療機関は、がん患者の身体的苦痛や精神心理的
苦痛、社会的苦痛等のモニタリングを診断時から外来及び病棟にて実施するなど、
緩和ケアの推進に必要な取り組みを行う。
- 拠点病院等及びがん診療を行う医療機関は、地域の医療従事者も含めた医療用麻
薬に関する院内研修を定期的実施する。

47

- 48 ○ 中間目標 2. 専門的な緩和ケアを提供できる人材とチームが整っている

49

**施策 1. 拠点病院等及びがん診療を行う医療機関等は、緩和ケアに関する
人材を育成する**

- 拠点病院等及びがん診療を行う医療機関は、専門的な資格を有する身体的・精神
心理的緩和ケアに携わる医療従事者の育成や適正配置に努める。
- 拠点病院は緩和ケア研修会を開催する。
- 地域がん診療病院は緩和ケア研修会の開催に努める。
- 拠点病院等及びがん診療を行う医療機関は、緩和ケア研修会に自施設の医療従事
者を受講させるよう努める。

**施策 2. 拠点病院等及びがん診療を行う医療機関等は、緩和ケアチームを
設置する**

- 拠点病院等は、緩和ケア研修会を受講した医師が所属する、多職種による緩和ケ
アチームを設置する。
- がん診療を行う医療機関は、緩和ケア研修会を受講した医師が所属する、多職種
による緩和ケアチームの設置に努める。

50

51

52 ウ 緩和ケア分野目標達成に係る指標

目標	指標	現状値	目標値	出典
(最終) がん と診断された ときから適切 な緩和ケアを 受けられてい る	がん患者の在宅死亡割合			厚生労働省 (e-Stat) 人口動態 調査：在宅等でのがんによる死 亡者数÷/がんによる死亡者数 都道府県別の死因「悪性新生物」 の在宅等(介護老人保健施設、自 宅、老人ホーム)での死亡者数× 都道府県別の死因「悪性新生物」 の全死亡者数
	※その他、国が実施する予定で ある患者家族調査より、必要に 応じ適切な指標を記載する予定			
(中間1) 主 治医を中心と した緩和ケア が行われている	緩和ケアチームのある医療機関 数			個票解析等医療施設調査(静 態)：緩和ケアチームの有無
(中間2) 拠 点病院及び専 門医療機関等 は、緩和ケア に関する人材 を育成する	麻薬小売業免許取得薬局数			厚生労働省麻薬・覚せい剤行政 の概況：麻薬小売業の免許を取 得している薬局数
	緩和ケア病棟を有する病院数・ 病床数			個票解析等医療施設調査(静 態)：緩和ケア病棟の有無、病床 数
	緩和ケアチームのある医療機関 数			個票解析等医療施設調査(静 態)：緩和ケアチームの有無
	外来緩和ケア実施医療機関数			厚生労働省診療報酬施設基準： B001-24 外来緩和ケア管理料 の届出施設数
	がん患者指導の実施数			厚生労働省 NDB：NDB 仕様参照
	入院緩和ケアの実施件数			厚生労働省 NDB：NDB 仕様参照
	外来緩和ケアの実施件数			厚生労働省 NDB：NDB 仕様参照
	がん性疼痛緩和の実施件数			厚生労働省 NDB：NDB 仕様参照

1 第2章 分野別施策と個別目標

2
3 2 患者本位のがん医療の実現

4
5 (5) ライフステージに応じたがん対策

6
7 ア 現状と課題

8 ○小児・AYA（思春期・若年成人期、Adolescent and Young Adultの略）世
9 代のがんは、他の世代に比べて患者数が少なく、疾患構成も多様であり、医
10 療従事者に診療や相談支援の経験が蓄積されにくいこと、乳幼児から思春
11 期・若年成人世代まで、幅広いライフステージで発症し、晩期合併症のため、
12 治療後も長期にわたりフォローアップを要すること、年代によって、就学、
13 就労、妊娠等の状況が異なり、個々の状況に応じた多様なニーズが存在する
14 ことから、成人のがんとは異なる対策が求められています。

15
16 ○小児・AYA世代のがん患者が治療を受けながら学業を継続できるよう、入
17 院中・療養中の教育支援、退院後の学校・地域での受入れ体制の整備等の教
18 育環境の更なる整備が求められています。

19
20 ○治療に伴う生殖機能等への影響等、世代に応じた問題について、治療前に正
21 確な情報提供が行われ、必要に応じて、適切な専門施設に紹介するための体
22 制を構築する必要があります。

23
24 ○県内の小児がんは、ほぼすべての患者が県拠点病院及び沖縄県立南部医療セ
25 ンター・こども医療センターに集約化されています。

26
27 ○県内の医療機関においては、平成29年〇月現在、8施設に院内学級が設置さ
28 れており、うち、県拠点病院及び沖縄県立南部医療センター・こども医療セ
29 ンターには、高等部が設置されています。

30
31 ○小児がん治療は、長期入院を要する場合が多く、患児だけでなく、兄弟に対
32 する支援等、家族に対する支援が課題となっています。

33
34 ○沖縄県立南部医療センター・こども医療センターには、CLS（child life
35 specialist）が配置されており、検査及び治療に伴う子どもの不安を軽減す
36 るなど、小児がん患者に特有の配慮がなされています。

37

38

○AYA世代のがん患者は、県外に進学や就職をした場合、また、AYA世代
39 で発症したのか、小児期に発症したのかが不明など、実態が把握できていな
40 い状況です。

41

42

○高齢者のがんについては、全身の状態が不良であることや併存疾患があるこ
43 と等により、標準的治療の適応とならない場合や、主治医が標準的治療を提
44 供すべきでないと判断する場合等があり得ますが、現状の診療ガイドライン
45 等において、明確な判断基準は示されていません。

46

47 イ 分野目標と施策

48

49 (ア) ライフステージに応じたがん対策分野における最終目標

50

- 51 ○ ライフステージに合わせた情報提供を受け、適切な医療を受けている

52

53 (イ) ライフステージに応じたがん対策分野目標達成に至る中間目標と施策

54

- 55 ○ 中間目標 1 小児及び AYA 世代のがん患者が、長期フォローアップを含む適切な医療や教育を受けている

57

<p>施策 1. 県拠点病院及び県立南部医療センター・こども医療センターは、小児がん患者の長期フォローアップを含む適切な医療を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ○県拠点病院及び県立南部医療センター・こども医療センターは、小児・AYA世代のがん治療の集約化を図る。 ○小児・AYA世代のがん患者の長期フォローアップについて、晩期合併症への対応、保育・教育・就労・自立に関する支援を含め、ライフステージに応じて成人診療科と連携した切れ目のない支援の体制整備を推進する。
<p>施策 2. 小児・AYA世代のがん患者及びその家族が、教育など必要な支援を受けられる体制を整える</p> <ul style="list-style-type: none"> ○県及び関係機関は、医療従事者と教育関係者との連携を強化するとともに、療養中においても適切な教育を受けることのできる環境の整備や、復学・就学支援等、療養中の生徒等に対する特別支援教育をより一層充実させる。 ○県及び関係機関は、小児がん患者や経験者、兄弟などの家族が、必要な支援や配慮を受けられるよう、相談支援体制の充実などに取り組む。 ○県及び関係機関は、小児・AYA世代のがん経験者の就労における課題を踏まえ、医療従事者間の連携のみならず、就労支援に関係する機関や患者団体との連携を強化する。

58

- 59 ○ 中間目標 2 高齢者の特性に応じた適切な医療が行われている

60

<p>施策 1. 高齢のがん患者の特性に応じた適切な医療を提供している</p> <ul style="list-style-type: none"> ○高齢のがん患者の特性に応じた適切な医療を提供している。
<p>施策 2. 高齢のがん患者やその家族に、適切な情報を提供する</p> <ul style="list-style-type: none"> ○がん診療に携わる医師は、患者に対し、インフォームドコンセント（説明・納得・同意・希望の対応プロセス）を行うとともに、セカンドオピニオンについて情報

<p>提供を行う。</p> <p>○拠点病院等は、患者に対し、インフォームドコンセント（説明・納得・同意・希望の対応プロセス）を行うとともに、セカンドオピニオンについて情報提供を行う。</p> <p>○がん診療に携わる医師は、患者に対し、アドバンス・ケア・プランニングを行う。</p> <p>○拠点病院等は、患者に対し、アドバンス・ケア・プランニングを行う。</p>

61

62 ウ ライフステージに応じたがん対策分野目標達成に係る指標

目標	指標	現状値	目標値	出典
（最終）ライフステージに合わせた情報提供を受け、適切な医療を受けられている	※国が実施する予定である患者家族調査より、必要に応じ適切な指標を記載する予定			
（中間1）小児及びAYA世代のがん患者が、長期フォローアップを含む適切な医療や教育を受けられている	小児固形腫瘍患者に対するキャンサーボードの構成			厚生労働省：（現況報告 1/21-（1）①ス、ソ、6/21-カ、ケ） 南部こどもは入手要検討
	他科と連携の取れた長期フォローアップ外来			
	院内学級の開催状況			
（中間2）高齢者の特性に応じた適切な医療が行われている	国のガイドラインの策定状況等を踏まえながら、中間評価時等に指標検討			

63

1 第2章 分野別施策と個別目標

2
3 2 患者本位のがん医療の実現

4
5 (6) それぞれのがんの特性に応じた対策

6
7 ア 現状と課題

8
9 ○希少がん（「概ね罹患率人口10万人当たり6例未満、数が少ないため診療・
10 受療上の課題が他のがん種に比べて大きい」がん種）については、希少がん
11 の集約化が不十分であり、県拠点病院へ紹介する体制を整えることが必要で
12 す。

13
14 ○難治性がんは、膵がんやスキルス胃がん、成人T細胞白血病（ATL）のよ
15 うな、早期発見が困難であり、治療抵抗性が高く、転移・再発しやすい等と
16 いう性質を持つ難治性がんの5年相対生存率は改善されておらず、有効な診
17 断・治療法が開発されていないことが課題となっています。難治性がんにつ
18 いては、適切な医療機関を受診できる体制構築が求められます。

20 イ 分野目標と施策

21

22 (ア) それぞれのがんの特性に応じた対策分野における最終目標

23

24 ○ 希少がん及び難治性がん患者が、適切な医療を受けられている

25

26 (イ) それぞれのがんの特性に応じた対策分野目標達成に至る中間目標と施策

27

28 ○ 中間目標1 希少がん患者が適切な医療を受けられる体制が整っている

29

施策1. 希少がん患者の県拠点病院への集約化を図る

○がん診療を行っている医療機関は、希少がん患者を、県拠点病院に紹介する体制を整備する。

○がん診療を行っている医療機関は、希少がん患者に対して、県拠点病院が設置するがん相談支援センターを紹介し、必要な情報提供を受けられるよう取り組む。

30

31 ○ 中間目標2 難治性がん患者が適切な医療を受けられる体制が整っている

32

施策1. 難治性がん（膵がんやスキルス胃がん、成人T細胞白血病（ATL）など）を専門的に行う医療機関情報を、医療機関相互で共有する
--

○拠点病院等は、2次医療圏内のがん診療に関する情報を集約し、当該圏域内の医療機関やがん患者等に対し、情報提供を行う。
--

施策2. 難治性がん患者を専門的な医療機関に紹介する体制を整える

○がん診療を行っている医療機関は、難治性がん患者を、適切な医療機関に紹介する。

33

34

35 ウ それぞれのがんの特性に応じた対策分野目標達成に係る指標

36

目標	指標	現状値	目標値	出典
(最終) 希少がん及び難治性がん患者が、適切な医療を受けられている	希少がん(口腔がん・咽頭がん)の5年生存率			沖縄県保健医療部「沖縄県がん登録事業報告」:表12「5年相対生存率(%)」:部位別、性別
	難治がん(膵臓がん)の5年生存率			沖縄県保健医療部「沖縄県がん登録事業報告」:表12「5年相対生存率(%)」:部位別、性別
	※国が実施する予定である患者家族調査より、必要に応じ適切な指標を記載する予定			
(中間1) 希少がん患者が適切な医療を受けられる体制が整っている	希少がんに関して、適切な相談を行うことができる医療機関への紹介も含め、相談支援を行っている			厚生労働省:現況報告 11/21-2 (1) ①
(中間2) 難治性がん患者が適切な医療を受けられる体制が整っている	がん診療に関する情報集約・提供			厚生労働省:現況報告 3/21-2 ⑥工、17/21-⑥工

37

38

1 第2章 分野別施策と個別目標

2
3 2 患者本位のがん医療の実現

4
5 (7) 離島及びへき地対策

6
7 ア 現状と課題

8 ○離島・へき地におけるがん医療については、手術療法、放射線療法、薬物療
9 法等を効果的に組み合わせた集学的治療のうち、放射線療法については、専
10 門人材の確保、治療技術の維持等の理由から、離島において受療することが
11 困難となっております。

12
13 ○離島及びへき地のがん患者に対する情報支援や相談支援については、県拠点
14 病院等による活動（意見交換会の開催等）が行われております。

15
16 ○離島及びへき地のがん患者に対し、居住地以外の医療機関を受診するための
17 経済的負担の軽減について、引き続き取り組む必要があります。

19 イ 分野目標と施策

20

21 (ア) 離島及びへき地対策分野における最終目標

22

- 23 ○ 住んでいる地域に関わらず、患者本位のがん医療を受けられている

24

25 (イ) 離島及びへき地対策分野目標達成に至る中間目標と施策

26

- 27 ○ 中間目標 1 地域がん診療病院において、標準治療が実施されている

28

<p>施策 1. 地域がん診療病院は、本島の拠点病院と連携し、標準治療を提供する</p>
--

- | |
|--|
| <p>○地域がん診療病院は、肺がん、胃がん、肝がん、大腸がん及び乳がんを中心として、集学的治療等を提供する体制を有するとともに、標準的治療等がん患者の状態に応じた適切な治療を提供すること。</p> |
|--|

- | |
|---|
| <p>○地域がん診療病院は、集学的治療や標準的治療を提供できないがんについては、グループ指定を受けるがん診療連携拠点病院との連携と役割分担により対応できる体制を整備すること。</p> |
|---|

<p>施策 2. 地域連携クリティカルパスを適切に運用する</p>

- | |
|--------------------------------------|
| <p>○地域がん診療病院は、地域連携クリティカルパスを推進する。</p> |
|--------------------------------------|

29

- 30 ○ 中間目標 2 正しい情報を基に、患者が自ら選択した医療機関を受診できている

31

32

<p>施策 1. 離島及びへき地のがん患者に対する情報支援を行う</p>

- | |
|--|
| <p>○地域がん診療病院は、関係機関と連携し、がん患者に対し、2次医療圏で実施できる治療内容について情報提供を行う。</p> |
|--|

<p>施策 2. 離島及びへき地のがん患者が、居住地以外の医療機関を受診する際の渡航費等の支援が実施されている</p>

- | |
|---|
| <p>○県及び市町村は、離島及びへき地のがん患者が、必要な医療を受けるため、居住地以外の医療機関を受診する際の渡航費及び宿泊費の支援について取り組む。</p> |
|---|

33

34

35 ウ 離島及びへき地対策分野目標達成に係る指標

36

目標	指標	現状値	目標値	出典
(最終) 患者本位のがん医療を受けられている	2次医療圏別がん患者の5年生存率			今後国から提供される見込み
	診療病院数			
	※国が実施する予定である患者家族調査より、必要に応じ適切な指標を記載する予定			
(中間1) 診療病院において、標準治療が実施されている	地域連携クリティカルパスに基づく診療計画策定等実施件数			厚生労働省 NDB : NDB 仕様参照
	地域連携クリティカルパスに基づく診療提供等実施件数			厚生労働省 NDB : NDB 仕様参照
(中間2) 正しい情報を基に、患者が自ら選択した医療機関を受診できている	診療病院の相談件数			厚生労働省現況報告、拠点補助金実績報告
	離島がん患者等支援事業実施市町村数			沖縄県保健医療部医療政策課・健康長寿課

37

1 第2章 分野別施策と個別目標

2
3 3 尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築

4
5 (1) 相談支援と情報提供

6
7 ア 現状と課題

8
9 ○拠点病院等は、整備指針に基づき「がん相談支援センター」を設置し、国立
10 がん研究センターがん対策情報センターによる「相談支援センター相談員研
11 修・基礎研修」を修了した相談員による相談業務を実施してきました。

12
13 ○県は「地域統括相談支援センター」を設置し、がんを罹患した経験を持つ相
14 談員（ピアサポーター）による相談業務や、(財)日本対がん協会が作成し
15 た養成研修プログラムを用いたピアサポーター養成研修の開催、患者等との
16 意見交換会などを実施してきました。

17
18 ○拠点病院等においては、患者やその家族に対して、治療の早期からがん相談
19 支援センターを活用することについて、主治医等からの周知が不十分である
20 ことが課題です。

21
22 ○がん患者やその家族に対しがんに関する情報を提供するため、県は、拠点病
23 院等と連携し普及啓発資材の作成・活用を進めてきました。

24
25 ○がんに関する情報提供については、定期的に患者会等による講演会等が実施
26 されており、また離島においては、がんに関する図書の充実を図ってしまし
27 た。

29 イ 分野目標と施策

30

31 (ア) 相談支援と情報提供分野における最終目標

32

- 33 ○ がん患者やその家族が、がんにより生じた心配、悩みなどが軽減されて
34 いる

35

36 (イ) 相談支援と情報提供分野目標達成に係る中間目標と施策

37

- 38 ○ 中間目標 1 患者とその家族が、適切な時期に質の高い相談ができている

39

<p>施策 1. がん相談支援センター及び地域統括相談支援センターの充実・活用を推進する</p> <p>○県、拠点病院等及びがん診療を行う医療機関は、患者やその家族に対し、がん相談支援センターの活用を勧めるよう組織的に取り組む。</p> <p>○拠点病院等は、「国立がん研究センター認定がん相談支援センター」認定事業による認定取得に努める。</p>
<p>施策 2. がん患者・経験者である相談員（ピアサポーター）の活用を図る</p> <p>○拠点病院等は、がん患者・経験者である相談員（ピアサポーター）の活用を図る</p>

40

- 41 ○ 中間目標 2 ライフコースに応じた情報が、がん患者やその家族に届い
42 ている

43

<p>施策 1. がんに関する普及啓発資材の活用を進める</p> <p>○拠点病院等及びがん診療を行う医療機関は、患者やその家族に対し、障害等の関係でコミュニケーションに配慮が必要な者等を考慮しつつ、県等が作成する普及啓発資材を活用しながら、がんに関する情報を、がん告知時等適切な時期に提供するよう取り組む。</p>
--

44

45

46 ウ 相談支援と情報提供分野目標達成に係る指標

目標	指標	現状値	目標値	出典
(最終) がん患者やその家族が、がんにより生じた心配、悩みなどが軽減されている	拠点病院等の相談支援センター ※国が実施する予定である患者家族調査より、必要に応じた適切な指標を記載する予定			現況報告等
(中間1) 患者とその家族が、適切な時期に質の高い相談ができている	拠点病院等の相談支援センターにおける相談件数			現況報告等
(中間2) ライフコースに応じた情報が、がん患者やその家族に届いている	普及啓発資料(おきなわがんサポートハンドブック)の発行数			

47

1 第2章 分野別施策と個別目標

2
3 3 尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築

4
5 (2) がん患者等の就労を含めた社会的な問題（サバイバーシップ支援）

6
7 ア 現状と課題

8
9 ○就労可能年齢（20歳から64歳まで）でがんに罹患している者の数は増加
10 するとともに、全がんの5年相対生存率は年々上昇しており、がん患者・経
11 験者が長期生存し、働きながらがん治療が受けられる可能性が高まっていま
12 す。

13
14 ○沖縄労働局は、患者が安心して復職に臨めるよう、個々の患者ごとの治療と
15 仕事の両立に向けたプランの作成支援や、患者の相談支援、主治医や企業・
16 産業医と復職に向けた調整の支援を行う「両立支援コーディネーター」を、
17 拠点病院等、関係団体、独立行政法人労働者健康安全機構との連携の下に育
18 成・配置し、「両立支援コーディネーター」と主治医等、会社・産業医によ
19 る、患者への「トライアングル型サポート体制」を構築する取り組みをおこ
20 なっています。

21
22 ○那覇公共職業安定所は、県拠点病院と連携し「長期療養者就職支援事業」を
23 実施しており、専任の就職支援ナビゲーターによる「長期療養者職業相談コ
24 ーナー」の設置や、県拠点病院への出張相談を実施しています。

25
26 ○条例では、がん予防、がん治療及び療養等に関する事業者の責務を定めてお
27 り、県ではこうした事業者の責務に関し、関係機関と連携し、普及啓発や
28 理解促進に努めてきました。

29
30 ○がん患者のQOLの向上のため、生殖機能の温存等について、的確な時期に
31 治療の選択ができるよう、関係機関と連携し、相談支援、情報提供に組み
32 む必要があります。

35 イ 分野目標と施策

36

37 (ア) がん患者等の就労を含めた社会的な問題（サバイバーシップ支援）分野
38 における最終目標

39

40 ○ 就労と社会的問題について、支援が受けられている

41

42 (イ) がん患者等の就労を含めた社会的な問題（サバイバーシップ支援）分野
43 目標達成に至る中間目標と施策

44

45 ○ 中間目標 1 就労支援が受けられている

46

施策 1. がん相談支援センターの活用を進める
○県、拠点病院等及びがん診療を行う医療機関は、患者やその家族に対し、がん相談支援センターの活用を勧めるよう組織的に取り組む。
施策 2. 関係機関の連携による就労支援を行う
○県、拠点病院等及びがん診療を行う医療機関は、患者やその家族に対し、がん相談支援センターを活用した就労相談に関する情報を提供する。
○県、沖縄労働局及び那覇公共職業安定所等関係機関は連携して、がん患者等長期療養を要する者の就労支援に関する取り組みを継続する。
○県、沖縄労働局及び那覇公共職業安定所等は、事業者の責務に関し、関係機関と連携し、普及啓発や理解促進に努める。

47

48 ○ 中間目標 2 就労以外の社会的問題について支援が受けられている

49

施策 1. がん患者が不安なく生活できる社会の実現に向けた普及啓発を行う
○県、医療機関及び患者会等関係機関は、患者や経験者への理解を深める取り組みを継続する。
施策 2. がん治療における外見変化や生殖機能の温存など、QOLの向上に関する、正しい知識の普及啓発を行う
○県、拠点病院等及び専門的医療機関は、患者やその家族に対し、県等が作成する普及啓発資材を活用しながら、がん治療における外見変化や生殖機能の温存など、QOLの向上に関する普及啓発に取り組む。

50

51

52 ウ がん患者等の就労を含めた社会的な問題（サバイバーシップ支援）分野目
 53 標達成に係る指標

目標	指標	現状値	目標値	出典
(最終) 就労と社会的問題について、支援が受けられている	長期療養者職業相談コーナーの相談件数 ※国が実施する予定である患者家族調査より、必要に応じ適切な指標を記載する予定			那覇公共職業安定所へ提供依頼（要調整）
(中間1) 就労支援が受けられている				
(中間2) 就労以外の社会的問題について支援が受けられている	普及啓発資材（おきなわがんサポートハンドブック）の発行数			

54

1 第2章 分野別施策と個別目標

2

3 3 尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築

4

5 (3) がんの教育・普及啓発

6

7 ア 現状と課題

8

9 ○健康については、子どもの頃から教育を受けることが重要であり、子どもが
10 健康と命の大切さについて学び、自らの健康を適切に管理するとともに、が
11 んに対する正しい知識、がん患者への理解及び命の大切さに対する認識を深
12 めることは大切です。

13

14 ○予防、早期発見、医療及び就労支援など、がんに関する様々な情報について
15 も、県や関係団体が行うイベントや、パンフレットなどをおして普及啓発
16 が進められてきましたが、これらを継続する必要があります。

17 イ 分野目標と施策

18

19 (ア) がんの教育・普及啓発分野における最終目標

20

- 21 ○ がんに関する正しい知識を持ち、自分や身近な人が罹患しても、正しく
22 対応できる

23

24 (イ) がんの教育・普及啓発分野目標達成に至る中間目標と施策

25

- 26 ○ 中間目標1 がんに関する正しい知識を持っている

27

<p>施策1. 予防・検診及び医療に関する普及啓発を進める</p> <p>○県、市町村及び医療機関等関係機関は連携して、科学的根拠に基づくがんに関する情報の普及啓発に取り組む。</p>
<p>施策2. 学校におけるがん教育を推進する</p> <p>○県及び市町村は連携して、学校におけるがん教育を推進する。</p>
<p>施策3. 関係機関と連携した普及啓発を進める</p> <p>○県、市町村及び医療機関等関係機関は連携して、患者やがん罹患経験者に対する県民の理解を促すよう、普及啓発に取り組む。</p>

28

29 ウ がんの教育・普及啓発分野目標達成に係る指標

目標	指標	現状値	目標値	出典
(最終) 予防及び医療に関する普及啓発を進める	がん検診受診率 50%達成に向けた週中キャンペーン月間の主催調べ ※国が実施する予定である患者家族調査より、必要に応じ適切な指標を記載する予定			厚生労働省・沖縄県健康長寿課調べ
(中間1) 学校におけるがん教育を推進する				
(中間2) 関係機関と連携した普及啓発を進める				

30

1 第3章 がん対策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

2
3 1 がん登録

4
5 (1) 現状と課題

6
7 ○沖縄県の地域がん登録は、1988年から実施されており、がん患者の発症、死
8 亡及び医療状況の実態を調査することにより、がん対策の推進と医療水準の
9 向上が図られてきましたが、地域がん登録は、都道府県間で登録の精度が異
10 なることや、全国のがんの罹患数の実数把握ができないことが課題となって
11 いました。

12
13 ○がん情報を漏れなく収集するため、平成28(2016)年1月から、がん登録等
14 の推進に関する法律(平成25年法律第111号)に基づく全国がん登録が開
15 始され、病院等で診断されたがんの情報が、国において一元的に管理される
16 こととなりました。

17
18 ○県内では全ての病院と、知事が指定する66診療所(平成29年1月1日時点)
19 が、全国がん登録に関する届出を実施しています。

20
21 ○拠点病院等やがん診療を行う医療機関においては、全国がん登録に加え、よ
22 り詳細ながんの罹患・診療に関する情報を収集する院内がん登録が実施され
23 ています。

24
25 ○がん登録によって得られる情報を、患者にとってより理解しやすい形に加工
26 して提供する必要があります。

28 (2) 分野目標と施策

29

30 ア がん登録分野における最終目標

31

- 32 ○ がん登録情報が、がん対策・研究に利活用されている

33

34 イ がん登録分野目標達成に至る中間目標と施策

35

- 36 ○ 中間目標1 . データの収集・分析が行われている

37

<p>施策1. 全国がん登録を継続的に実施する</p> <p>○拠点病院等やがん診療を行う医療機関は、がんを診断した場合、その情報を届ける</p> <p>○県は、関係機関と連携し、全国がん登録における指定診療所を増やす</p>
<p>施策2. 拠点病院等及びがん診療を行う医療機関は院内がん登録を行う</p> <p>○拠点病院等やがん診療を行う医療機関は、院内がん登録の実施に努める</p>
<p>施策3. がん登録情報が適切に活用されている</p> <p>○がん登録によって得られた正確な情報に基づくがん対策の立案、各地域の実情に応じた施策の実施、がんのリスクやがん予防等についての研究の推進及び患者やその家族等に対する適切な情報提供を推進する。</p>

38

39

1 第3章 がん対策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

2 2 計画の進捗管理体制

3
4
5 ○県は、計画に基づくがん対策の進捗管理に関するPDCAサイクルを回し、
6 施策に反映します。

7
8 ○県は、計画の進捗管理のため、3年を目途に中間評価を行います。評価にあ
9 たっては、沖縄県がん対策推進計画検討会から意見を聴取します。評価の結
10 果、計画の変更が必要な場合には、条例第18条第1項第1号に基づき沖縄
11 県がん対策推進協議会に諮問します。

12
13 ○県は、がん対策の推進について意見交換を行うため、定期的に沖縄県がん
14 対策推進計画検討会を開催します。
15

第3次沖縄県がん対策推進計画（2018-2023）（案）

編集／沖縄県保健医療部健康長寿課

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2

電話番号：098-866-2209 FAX 番号：098-866-2289